

ウォッチング佐賀 報告書

2005年3月

佐賀大学経済学部

地域経済研究センター

はじめに

ウォッチング佐賀は、「学生の多様な参加による実践的教育・学習活動の推進」として地域経済研究センター設置の翌年、1990年度から始めた活動である。

学生は4年間を縁あって佐賀で過ごすのが、アパートと大学とバイト先で過ごすことが多く、なかなか佐賀のまちについて知る機会がない。大学卒業後、佐賀のことを聞かれたとき、自身をもって佐賀のよさをPRして欲しい。そのためには、まず自分自身で見聞しておくことが重要である。

そこで、ウォッチング佐賀は当センター予算でバスを借り上げ、年に数回、日帰りの県内研修を計画し始めた。1997年の12回からは、事前学習会を開催するようになり、より一層訪問先への理解を深めることができるようにした。2002年度の28回からは、1年生のみを対象にした回もでき、年2回から3回に増えた。また2000年度からは地域貢献の一環として、市民も参加できる市民版も始め、現在、1年間で学生版3回、市民版2回の計5回実施している。

本年度は新しい試みとして、若者の視点で佐賀のまちの賑わいを呼び起こそうと活動している「学生まちづくり広場ぼるん」に企画をお願いし、まちなかを通っている長崎街道を案内してもらった。また、佐賀医科大学と佐賀大学が統合し、学生同士の交流のきっかけになればと医学部探訪を企画。3回目は榎澤教授の法学概論Ⅱとジョイントで麓刑務所に出向いた。

市民版では、法学概論Ⅱとジョイントで諫早湾干拓地に出掛け、多様な考えを持つ市民の中で学生はさまざまな影響を受けたようだ。

本活動を学生に周知するのは難しいが、NBCラジオから取り上げてもらい15分番組のインタビュー形式で放送してもらった。

2005年3月

地域経済研究センター長 長 安六

目 次

I. 学生版ウォッチング佐賀

第 34 回 佐賀の長崎街道（1 年生対象）

- 事前学習会 2004.06.12（土） 願正寺本堂
「願正寺の歴史あれこれ」 願正寺前住職 熊谷勝 p 1～5

- ウォッチング佐賀 2004.06.12（土） [参加者 13 名、参加費無料]
 1. 高橋
 2. ノコギリ型家並み
 3. 筑地反射炉跡
 4. 伊勢神社
 5. 護国神社
 6. 柳町界限
 7. 八坂神社

第 35 回 佐賀大学医学部訪問

- 事前学習会 2004.10.20（水）
「病院・医院・クリニック、何が違うの？」 経済学部助教授 丸谷浩介
「本庄地区でボランティア活動に取り組む学生組織の紹介」
学生まちづくり広場ばるん代表 中村英隆（経済学部 3 年）
※ 台風接近で全学休講になったため、本学習会も中止になりました。

- ウォッチング佐賀 2004.10.27（水） [参加者 34 名、参加費 ¥100]
 1. 大学病院見学
検査部、手術部、薬剤部、看護部、医療情報部、安全管理対策室、地域医療連携室、診療記録センター
 2. ミニ講義【医学部と地域のつながりについて】 医学部臨床大講堂
「佐賀大学医学部附属病院について」 附属病院長 十時忠秀
「病院経営について」 医学部教授 庄野秀明
「医学部の挑戦 君の考え方は強者優遇の考え方では？」 医学部教授 齋場四十三
 3. ボランティア活動に取り組む学生組織の活動報告と交流
鍋島地区（SMILE、LAB、すすめの学校）
本庄地区（佐賀大学スーパーネット、佐賀大学生協学生委員会、SAGA ダイレクト、ヒーロー
スクール佐賀、すまいる☆らいふ、学生まちづくり広場ばるん）

第 36 回 麓刑務所に学ぶ

- 事前学習会 2004.12.01（水） 経済学部第 1 講義室
「刑事施設と受刑者の処遇 刑務所見学のためのガイダンス」 経済学部教授 勝亦藤彦 p6～38

- ウォッチング佐賀 2004.12.08 (水) [参加者 40 名、参加費 ¥100]
 1. 麓刑務所 (鳥栖市)
 2. 鳥栖プレミアム・アウトレット (鳥栖市)

II. 市民版ウォッチング佐賀

第9回 諫早湾干拓地の今を見る

- 事前学習会 2005.01.19 (水) 経済学部第4講義室
経済学部教授 檉澤秀木
※西日本新聞 (2005.01.20 付) に掲載されました。 p 39

- ウォッチング佐賀 2005.01.26 (水) [参加者 63 名、参加費 ¥200]
 1. 諫早湾干拓地の全景を見る
 2. 中央干拓地、北部排水門を見学する
 3. 鹿島市の海岸の干潟を見学する※佐賀新聞 (2005.01.27 付) に掲載されました。 p 40

第10回 自動車産業を見る

- ウォッチング佐賀 2005.03.25 (水) [参加者 44 名、参加費 ¥200]
 1. アラコ九州 (神埼町)
 2. トヨタ自動車九州 (福岡県宮田町)※NBC ラジオ「みんなの力で新しい佐賀を」(2005.04.17 放送) で紹介されました。

願正寺の歴史あれこれ

願正寺前住職 熊谷 勝

みなさん、こんにちは、本日はようこそ、おいで下さいました。

この願正寺は創立以来 400 年の間に、さまざまな歴史を刻み、遺された史蹟もいろいろあります。例えば大石良英は、佐賀の好生館（県立病院）を建てた一人で、種痘の啓蒙に尽くした人ですが、その人のお墓がここ願正寺にあります。先ほどまで、大石良英を顕彰するための打合わせをしていたところですが、人の知られていない隠れた歴史がこの願正寺にはあります。

1. 願正寺の建立まで

私が大学を出たのが昭和 29 年ですから、卒業してから今年でちょうど 50 年になります。私は龍谷大学という浄土真宗の学校に行きました。この連中が結構仲が良く、毎年、同期会をします。皆これが楽しみで、昨日までの 3 日間、この同期会で三重県に行っていましたが、桑名の長島にあるお寺で伊勢の長島の願証寺という、大変な歴史をもったお寺を訪ねました。

今の大阪城があるところに以前、石山本願寺という寺がありました。織田信長はその本願寺を倒して自分の拠点を作りたいために、徳川家康など、そうそうたる連中に総がかりで攻めさせましたが、12 年間落ちませんでした。とうとう最後には、朝廷に信長が和睦を申し入れ、本願寺は朝廷の頼みを受けて引くことになりました。この戦いを「石山合戦」と昔から言っています。

また「一向一揆」というのがあります。浄土真宗は昔、一向宗と言っていました。信者たちは、将軍様やお殿様からの権力に絶対服従しないという、別の価値観をもっていました。すなわち、人間を超えたすばらしい仏様という方がいらっしゃるという意味です。だから、生身の人間である将軍様の存在には、あまり重きをおいていませんでした。水戸黄門の印籠のように、普通は上から言えば「はっはあー」となりますけれども、そういう権威に服しないという雰囲気があったので、非常に各大名が神経を使いました。長島の願証寺は、織田信長から石山本願寺を守るための出城の役割をもっていました。そこで信長の軍勢を 8 年間も食い止めたのですが、皆殺しに会い、一向宗の信者 2 万人全員が亡くなっています。

このような大変な歴史をもった寺に、昨日初めて行きました。その願証寺という名前がもとで、本寺に願正寺の名前がついたといわれています。何故かという、あの信長に一步も引かなかった長島の願証寺の力強い団結にあやかるためです。徳川家康と石田光成が争った慶長 5 年、今から 400 年あまり前の 1600 年に関が原の戦いがありました。その因縁でその年にここ願正寺ができたので、信長軍の長島攻撃からそう長く経っていませんでした。

歴史というのは古いものであっても案外身近にあるものです。

願正寺がなぜ建てられたかという、関が原の戦い以前は、佐賀地方の支配者は竜造寺隆信という人でした。その隆信没後、竜造寺の家臣で家老だった鍋島直茂が豊臣秀吉から重んじられていて肥前の国の元首となり、子どもの鍋島勝茂が佐賀鍋島藩の初代藩主となったのです。関が原の戦い後、徳川家康が天下を統一し、幕藩体制のもと全国に大名を配置したのですが、そのときに佐賀の鍋島藩となったわけです。

ただ、その時点で、佐賀の鍋島勝茂は徳川家康から睨まれていたわけですが、勝茂に継がせるか、お家断絶にして新しい城主を迎えるかということ、非常に危険なことがあったのです。なぜならば、関が原の戦いのときに、鍋島勝茂は初め徳川方ではなく反対の石田光成方につき、最後に寝返って徳川についたのです。そういう経緯があったので、お家断絶の危機という選択があったのです。しかし、いろいろとりなす人たちがいて、西本願寺の門主だった准如のお陰で鍋島家はお家断絶を免れたといわれています。鍋島の殿様と本願寺の門主が親しくて「関が原の戦いで困られたときは、殿様の家族を保護してあげるから安心して下さい」と門主が言われていた時があったようです。

そのようなことから、鍋島のお殿様が佐賀にお礼の意味で浄土真宗の願正寺を建てて、ここを中心に肥前（いわゆる佐賀藩全域）の浄土真宗は願正寺に所属するようにと殿様がお触れを出されたのです。それまで佐賀の真宗という親鸞聖人の宗派には西本願寺や東本願寺などがあり、当時でいうと表方、裏方、高田派とさまざまな派があったのですが、全部、西本願寺の表方の浄土真宗にされました。そして、佐賀は願正寺を中本山として一緒に心を合わせて教えを守っていくようにとされたのです。

それに対して、あまりにも一方的だとして従わない人たちもいたのですが、当時は権力主義の時代ですから監獄に入れられました。その後、許しを請う人には願正寺と隣の寺との間に堀を掘らせたそうです。反逆を許す条件の1つだったようです。この時の掘りを「真宗堀」といいます。今は「新堀端」と呼ばれていますが、このことは「葉隠れ」の中にも書かれています。

鍋島公が佐賀藩の御殿の佐賀城を建設するにあたって、城下町を全部整備しました。そのときに、どの藩も大体一緒ですが、城下町の外側に堀をつくりました。それを外堀といいます。それから、佐賀城を中心とした周りを内堀といいました。県庁前にお堀がありますが、県庁前～西堀端のニューオオタニホテル～南堀端が当時の内堀です。その中に城があり、家老などが住んでいました。内堀から外堀にいたる間が城下町で、武士も住んでいましたが町人も住んでいました。ここ願正寺のすぐ裏が外堀になっています。今は小さい川のようなのですが、ここから更に土地があって、もうひとつ向こうに大きな川があります。これを「十二間堀」といっています。その二つの川の間は、以前は中洲だったのですが、広がって今ではふたつの川になったのです。それまでは、二つの川をあわせた幅の外堀がありました。

今も両隣にお寺がありますが、外堀に面してお寺が並べて建てられました。この配置からいって、多分、北側から敵が攻めてきたときに、まず寺でくい止め、いざとなったら軍勢を駐屯させるために並べて建てられたのではないかなと思います。現に西隣のお寺は浄土宗のお寺ですけど、あの辺一帯の地名を「勢屯丸」といいます。軍勢の勢と、駐屯の屯、丸は二の丸、本丸というようにひとつの場所を表すわけです。よって、この辺一帯は勢屯丸といい、軍勢が駐屯する所という意味の名がついています。だから、お寺は城下町の一番外れに位置しているわけです。

2. 願正寺と玉屋

昔は相当たくさん人々がいました。長崎街道が願正寺前を通っていますが、この街道を通って長崎奉行が通り、参勤交代の殿様も通っていました。願正寺は長崎奉行の宿泊施設になっていて、長崎奉行が泊まられると佐賀のお殿様のご挨拶に来られました。「お殿様の間」という部屋が今も残っていますが、長崎奉行の宿泊やお殿様の休憩のために使われました。「お殿様の間」の他に、家臣のための間や、主君を守るための控えの家来の間もあります。

はずれではありますが寺の前に長崎街道が通っていました。そこを通過して、この願正寺に領内の浄土真宗の人々がお参りをするために来られていました。親鸞さんのご命日の1月に御正忌報恩講というのがあります。それから春と秋に春彼岸法要、秋彼岸法要が1週間ずつです。彼岸の「入り」から「明け」までの真ん中の春分の日、秋分の日を挟んで1週間ずつの法要が今もあります。毎日お客に昼食を振る舞います。これは400年来続いているのですが、それは、本願寺にお参りに京都まで行くのは大変なことですが、この願正寺に参るのは本願寺に参ると同じだと言われて、みんなここに参ってきたわけです。この本堂に入りきらないほどたくさんの方が駆けつけて来られました。今も県内の真宗の行事にはたくさん来られますが、その当時は法要ごとに多くの方が、例えば、脊振の山の上から、三瀬や伊万里の辺からと、皆さん参ってこられたのです。当時は自家用車や電車もないし、どうやって来られていたかという、私がまだ若い頃に健在だった祖母が「どうやって参ってみえたのですか？」と尋ねたら「歩いて来ました」と答えられたそうです。三瀬の山中から一晩かかって、歩いて今朝ここに着いたと話されていました。こういう人たちが佐賀城下に来られた時の楽しみは、お寺にお参りした帰りに、呉服物や反物などを買って帰ることでした。そのおかげで町が発展し、お店が増えました。よってこの辺りに呉服町というのができたのです。呉服元町、白山あたりがお寺の門前町のような形で、商店街が発展してきました。呉服屋さんがかなり多くありました。そこに、牛津町の呉服屋がお寺のすぐ前に進出してきて、今の玉屋デパートになりました。初めは、玉屋呉服店といって呉服専門だったのですが、今

は百貨店です。玉屋が進出してきた時、まず、願正寺にご挨拶にこられました。そして「願正寺の法要には全県下からたくさんの方が来ます。その人たちに玉屋に寄って呉服物を買ってもらうように、どうか、ご協力をお願いします。その代わりに、佐賀県の各地方に郵送する願正寺の法要のご案内状を全部私のところで引き受けさせてもらいます」といって何人も揃ってお願いにみえたそうです。そこで『お買い物は玉屋へ』と広告を入れた案内ハガキを印刷され、それを使って郵送しました。

当時、玉屋には駐車場がありませんでした。中心街で広いところがなかったので、今の玉屋がある中央大通りに移転されました。よって、願正寺にお参りに来た人たちが以前のように移転した玉屋にお買い物に行くのかどうか分からない事態になったので、営業部長が「これからは、案内状は玉屋では負担しません」とお断りを言ってこられました。私は当然だと思い、「長い間、ご苦労さまでした」と言い、当時玉屋の会長だった田中丸善次郎氏に「本当に長い間、案内状をお世話いただきありがとうございます」とお礼状を差し上げました。すると田中丸会長から電話があり「願正寺へのお参りの案内状を止めるなんてとんでもない話です。玉屋が現在あるのは願正寺にお参りに来た人たちのおかげです。あの方々が買ってくださったから今があるのです。そのご恩を忘れて案内状のお世話を止めるだなんてとんでもない話です」と言われました。この頃には『お買い物は玉屋へ』という広告は入っていませんでした。その後も広告なしのお彼岸の案内状はずっと続いています。会長の病気が進みお見舞いに行きましたが、その時もパッと私の顔を見られて「あの案内状は続けさせてもらいますから」と言われました。それから数日で亡くなりましたが、その後の社長も「田中丸は亡くなりましたけど、玉屋創業の精神といいますか、ご恩を大事にするというのを継いでいきます」といわれ、今でも願正寺と玉屋の関係はずっと続いています。

お寺と門前町にはこのような繋がりがありません。

3. 願正寺と福富町

歴史の話をするとき非常に長くなりますが、天明年間という、江戸時代の時期に、いわゆる天明の大飢饉というのがありました。全国的に日照りが続き、米ができませんでした。佐賀でも、領内の人口の1/3ぐらいがなにも食べられずに飢え死にをしたということです。そういう時代に少しでも米をたくさん作れるようにということで、有明海はなだらかな遠浅ですから、埋め立てが進みました。潟をずっと埋め立て（干拓）しました。田畑を増やして米がたくさんできるように大工事をしました。その工事は困難で、堤防を築いても壊されてしまい、ひとたまりもなく壊滅してしまう状態が続きました。6代目の藩主鍋島治茂は神に祈っても、仏に祈ってもどうしてもうまくいかないと悩みました。竜神に願う神社まで建立したけれどどうしてもだめでした。その時に、ここ願正寺の住職が「それは、みんなもっと真心をもって真剣にやらないからです。至誠がなければ神明にも通ぜぬであろう」と言ったということです。至誠とはこの上ない誠ということです。お殿様がそのとき腹を立てて「お前がそんなに生意気を言うなら、お前が至誠、真心をもって完成してみろ。お前にできるか、やってみろ」と言われて（佐賀県肥前干拓史に書いてあります）、それで願正寺で引き受けるようになったそうです。肥前の地の浄土真宗の門徒が総がかりで仕事をして、20年かかってつくりました。今の福富町です。この福富町の干拓工事は、このお寺を中心にした浄土真宗の門徒の人たちが作り上げたのです。

4. 願正寺と龍谷高校

学校法人佐賀龍谷学園は龍谷短期大学や龍谷高校を運営しています。最初は、願正寺に学校がありました。小さな学校だったので、手狭になり水ヶ江に移り、現在のような学校になりました。本寺の参道を出る手前に、「振風教校跡、龍谷学園発生の地」という碑があります。振風教校は龍谷高校の前の名前ですが、今は龍谷幼稚園、龍谷中学、龍谷高等学校、今は鳥栖に移転しました九州龍谷短期大学がありました。昔の校舎の一部はまだ残っています。私は一昨年、住職を退任いたしましたが、私の2代前の住職は学校が水ヶ江に移転した頃、当時は第五仏教中学校といっていました。この学校によい校名をつけられないかと考えました。親鸞聖人の御廟所、お墓のある東山の五条坂にある大谷本廟にお参りしたときに、「龍谷山」（龍の谷の山）という大谷本廟の山号が扁額として掲げられているを見て、この

「龍谷」を学校の名にしようと思い、龍谷中学（当時は旧制中学）という校名ができました。それが現在でも続いています。全国で龍谷と名のつく学校は佐賀だけだったのですが、その後、大正 14 年に京都の本願寺にあった仏教大学が龍谷大学という名に変えました。

全国的に旭川龍谷、札幌龍谷、高岡龍谷などたくさんできましたが、これらの本願寺系の学校には、旭川や札幌などと地名がつけますが、佐賀だけは佐賀龍谷とはいいません。最初に名付けた「龍谷」だったので、わざわざ地名をつけて他の学校と区別する必要がなかったのです。

5. 願正寺あれこれ

それから、ここの本堂ですが、どのくらい前のものと思いますか。非常に古く元禄 15 年（1702 年）です。今から約 300 年前で、赤穂浪士の四十七士が討ち入りをした年です。この屋根の一番上のところに棟木というのがありますが、20 年ほど前に本堂を修理した折りに、瓦を全部葺きかえたところ、棟木に何か書いてあることがわかりました。本堂の天井裏からは見えないのですが、瓦を 60,000 枚全部かえたときに頭われた棟木に記された記録によると、元禄 15 年、鍋島綱茂という藩主が建てたと記されていました。余談ですが、ちょうど 300 年目に私は住職をやめたことになります。これだけの木造の建築は九州でも非常に少ないといわれています。この一本柱は、建築に興味がある人は分かると思いますが、ケヤキは外側は白いが芯が黒くてものすごく硬いのです。釘を打ち付けても抜かりません。釘が曲がってしまいます。この柱は外側の白い部分を削って作っているのです、かなり大きい木だったらしいことがわかります。これほどの長さで、しかも真っ直ぐなものが必要だったのですが、お殿様がのおかげでできたのだと思います。

一向一揆などを経て、江戸時代になってからは宗教政策というのをどこの藩もとても気を使いました。宗教をどのように扱うか、例えばキリシタンを取りしまつて日本全国のキリスト教を禁止するようにしました。それでも、反抗する人たちがいて、隠れキリシタンとして命がけで信仰を守りました。弾圧をしてまで取り締まるなど、江戸時代が終わるまでは、各大名が宗教をどのように扱うか非常に苦労しました。佐賀の場合は、お殿様が一向宗を保護して大事にするという形で取りしきりました。この本堂も、その鐘つき堂も佐賀藩が建てたものです。朝から晩までの「時の鐘」を撞いて、時計のない時代に時を知らせる、これが当時の鐘つき堂の役目でした。寺を保護して、寺側も藩に協力します。そのために寺社奉行という、特別に寺社仏閣を専門に扱う部門がありました。反対に、薩摩藩は徹底的に取り締まって、根絶してしまうようなことをしました。念仏を唱えただけで死刑です。スパイをする人もいて大変でした。今の鹿児島、薩摩は念仏弾圧をうけた血生臭い歴史が残っています。それでも、念仏を唱え続ける人がいました。佐賀藩は寺の庇護し、寺も門徒も一緒になって藩に協力した歴史があります。

この欄間は、他のお寺にはない、とても珍しいものです。24 の親孝行をした中国の二十四孝の物語が彫刻によって描かれています。戦前まではよく聞かされた話です。竹林に竹の子を掘りに行くため鍬を持っている子供がいます。中国に昔、大変な親孝行な子どもがいてお母さんが病気で看病につくす物語です。お母さんが食べたいという竹の子が欲しくて冬の雪の積もった山に登ります。竹の子があるはずもなく、泣く泣くお願いしていると、不思議に竹の子が出てきて、喜んで持って帰ったという話です。私の年代は小学校の教科書で習ったので全部の話を知っています。その親孝行な息子の名を、中国の名前で孟宗といいます。そこから竹の名を孟宗竹といいます。

岩倉具視は明治の元勳で偉い人ですね。佐賀から偉い人がどんどん育ったのは、佐賀の教育がとてもすばらしかったからです。今は佐賀から東京などの学校に行きたがりますが、東京にいた岩倉具視卿は佐賀の学校に一目置いていて、自分の子ども 2 人とそのいとこの計 4 人を佐賀で学ばせました。佐賀の弘學館という（佐賀中学の前身）藩校に入学させました。佐賀では何故そんなに偉い人の子を佐賀で学ばせるのかと慌てました。その頃の記録を見ると、学校では先輩たちのものすごい制裁があり後輩の被害が絶えませんでした。そこに息子たちが来るのですから困ったようです。具視卿の息子さんたち 4 人が泊まる場所がないので、願正寺が宿舎となりました。ここで寝起きされて学校に通われたのです。今では考えられないですね。

当時、願正寺の部屋にこっそり集まってきて、会合をしていた離蓋という豪傑の坊主がいました。集

まったメンバーには大隈重信、副島種臣、江藤新平、島義勇、大木喬任という佐賀では七賢人と呼ばれている人たちがいたそうです。義祭同盟という若い勤王の志士の集まりの中から偉くなっていきました。そのような集まりにも願正寺は使われていました。

よって大隈重信は偉くなってからもここに来られ、この本堂で2回ほど演説をしています。当時の佐賀の学生は非常にバンカラで、よれよれ帽子に高下駄をはいた格好を粋な格好と思っていたので、「お前たちはいつまでそんな格好をしているんだ。今、日本は西洋化されてもっと洗練された時代だ。お前たちは時代遅れだ。これからは靴を履くのだ。そして、服装をきちん着るんだ」と説教しました。それから、佐賀の学生の気風が変わったといわれています。そのときの演説の写真が大広間に飾ってあります。

願正寺はいろいろな歴史があるところですが、寺院本来の機能は先ほど言ったお彼岸とか御正忌などの法要で仏の教えを聴き、心の安らぎと喜びを頂いてきたという一般大衆の歴史です。時代は変わりますが、その法座は続いております。ただ、街の方が残念ながら、今低迷しておりますがこれを何とかしたい、何とかならないかなと思っています。

佐賀という土地にご縁がなかった人もいらしたと思いますが、これを機会に町の歴史に触れ、心の隅においていただければ、ありがたいと思います。

刑事施設と受刑者の処遇

刑務所見学のためのガイダンス

佐賀大学経済学部教授

勝亦 藤彦

1 はじめに 麓刑務所の紹介

わが国には、全国で刑務所は59施設、少年刑務所は8施設ある(1)。そのうち、女子刑務所は7施設である。北方から順にみると、札幌刑務所(北海道)、福島刑務所(福島県)(2)、栃木刑務所(栃木県)、笠松刑務所(岐阜県)、和歌山刑務所(和歌山県)、岩国刑務所(山口県)、麓刑務所(佐賀県)がある。

佐賀県鳥栖市山浦町に所在する「麓刑務所」は、九州管内で唯一の女子刑務所である。麓刑務所の沿革は、次の通りである。昭和6年7月に、福岡刑務所および鹿児島刑務所に収容されていた女子の被収容者68名を、熊本刑務所所管佐賀刑務支所の女区に分隔して収容した。この収容は、昭和24年8月に、佐賀県の三養基郡麓村(現在の地)に、佐賀少年刑務所所管麓刑務支所(九州管内で唯一の女子収容施設)が設置されるまで続いていた。昭和25年4月に、同支所は本所に昇格し、施設名も「麓刑務所」に改称された。その後、昭和47年9月に、建物の老朽化により新施設の建設に着工するため、被収容者をすべて佐賀少年刑務所の旧女区に移送して収容し、麓刑務所佐賀分室とした。昭和50年3月に、麓刑務所の新施設が完成し、再収容している。さらに、麓刑務所は、被収容者の増加に伴い、平成14年3月から平成15年3月までの期間に収容棟の増築工事を行い、現在に至っている(敷地面積45,945m²、建物面積13,711m²、刑務所職員105名(平成16年12月現在))(3)。

近年、新受刑者全体中に占める女子の受刑者の比率は、一貫して増加傾向にあり、また、女子刑務所における過剰収容は、男子刑務所に比較して著しく、より深刻な問題となっている(4)。麓刑務所における被収容者の正規の定員は302名であるが、実際には、400名以上を収容しており、麓刑務所もまさに定員超過の現状にある。だが、過密な収容は、種々の紀律違反や陰湿なトラブル(仲間はずれ、いじめ、支配従属関係など)の原因となり、他方、施設の職員の負担も加重されることになる。

また、女子刑務所は、男子刑務所とは異なり、収容分類級で分類して収容していないことから、1つの施設内で多種の分類級の者を収容している。それゆえ、著しい過剰収容の中で、ニーズの異なる多様な受刑者を処遇するには、大変な困難が伴う。たとえば、①A級(犯罪傾向の進んでいない者)とB級(犯罪傾向の進んでいる者)とをできる限り別に処遇するための居室や工場への配置、②比較的短期刑の受刑者と長期刑の受刑者が混在するために、長期刑の受刑者が他の者が出所していく姿を見るなどして募らせるストレスの解消の施策(集会の定期的な実施など)に苦慮している。また、③若年の受刑者に対する教科指導などの積極的な実施と工夫などにも努力している。さらに、④女子刑務所においては、高齢受刑者や薬物事犯の受刑者などの比率が特に高いことから、これらの者の処遇はきわめて深刻な問題となっている(5)。麓刑務所にもさまざまな個人的事情をかかえた者が収容されており、社会的状況の多様な変化に伴い、その個別処遇の重要性がますます高まっている。

はたして、定員超過の状況にある麓刑務所が、こうした問題にいかに対処しているのかが注目される。また、覚せい剤取締法違反の薬物事犯の受刑者が特に多いため、こうした者に対する処遇内容の実態と効果も注目されよう(とりわけ、再犯率が問題となる)。さらに、開放的処遇がなされる範囲、女子収容施設の構造・特性(居室・共用室の内実など)、刑務作業や教化指導の内容・種類などについても、見学時の見どころ・情報収集のしどころの1つとなろう。

さて、今回の私たちの見学は、「学術の研究」の一環として許されているが(6)、見学の際には、とりわけ、次の基本事項について注意しなければならない。

第1に、見学する前に、刑務所職員の側から、特に携帯電話・タバコなどの所持品について、見学場

所に持ち込まないように厳重に注意がある。万一、これらを見学中に落として受刑者が拾得したときは、節制と紀律に基づく処遇の効果を害し、拾得者を規律違反として懲罰の対象とさせてしまうおそれもある。

第2に、受刑者の中には、自己のプライバシーの保護に敏感な者や、精神的に不安定な者も多い。それゆえ、特に刑務作業の見学中は、受刑者への話しかけはもちろんのこと、相手の注意を引くような行動は慎むべきである。また、見学者どうしの見学中の私語も、不用意な形で刺激を与えることもある点に注意すべきである（刑務作業の見学の際には、受刑者のすぐ間近を通ることもある）(7)。さらに、見学時の服装も、不要な刺激を与えないように、できるだけ地味なものを着用していただきたい。

2 刑事法と自由刑

ここでは、まず、刑事法の全体の中における行刑法の位置づけ、刑罰の本質・目的、自由刑の種類および刑事施設の意義などに関する基本知識を確認しておくことにしよう。その上で、受刑者の処遇の制度について概観することにする。

(1) 刑事法と行刑法

刑事法の分野は、大別すると、刑法、刑事訴訟法、犯罪者処遇法に分類される。

I 刑法 「刑法」とは、犯罪と刑罰の内容および両者の関係を定めた法（実体法）である。その中心となるのは、刑法典である。刑法典は、すべての犯罪に共通するルール（総則）と、主要な犯罪について個別の成立要件と法定刑などに関する規定（各則）を定めている。また、刑法典以外にも、さまざまな特別刑法において、各種の個別の犯罪と刑罰の内容がさらに規定されている。

II 刑事訴訟法 「刑事訴訟法」とは、刑法の内容を具体的に実現するための手続を定めた法（手続法）をいう。つまり、現実に犯罪事実が発生した後、捜査から裁判の過程にいたるまでの各段階における犯罪事実の立証、被疑者・被告人の扱い方および犯罪事実に対する裁定のし方などの手続を中心に定めた法である。

III 犯罪者処遇法 「犯罪者処遇法」とは、刑の執行に関する過程において、犯罪者などが将来また再びあやまちを犯すことなく社会生活を営むことができるように、改善更生させるために必要な措置（指導・教育・監督・援助など）の内容と手続について定めた法である。

犯罪者処遇法の中で、有罪判決により言い渡された自由刑を刑事施設内で執行する方法や、受刑者の法律関係・処遇のあり方などを規律する法的ルールを、行刑法という。一般に、「行刑」の中心は、刑務所内において自由刑を執行して、受刑者の改善更生と社会復帰のために処遇を行うことにある。

行刑法に属する主要な法律として、特に、(a) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。以下では「受刑者処遇法」と略称する）、(b) 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号）。平成17年5月に、旧来の「監獄法」が改正され、受刑者処遇法が制定された（平成17年5月18日成立、同年5月25日公布、平成18年5月24日施行）。また、この改正により、「監獄法」の名称も「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」に改められている（以下では「刑事被告人収容法」と略称する）。刑事被告人収容法の改正規定も、受刑者処遇法と同様に、平成18年5月24日より施行されている。

(a) 受刑者処遇法は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者などの人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的としている（同法1条）。刑事施設に収容される者（被収容者）には、①自由刑（懲役・禁錮・拘留）の執行のため拘置される受刑者、②刑事訴訟法の規定により勾留される者、③死刑の言渡しを受けて拘置される者（同法2条1項）、さらに、④法令の規定により収容すべき者・収容できる者がある（同法2項2項）。受刑者処遇法は、自由刑の執行の実現に関する法令の中心に位置づけられる。

(b) 刑事被告人収容法は、刑事施設における被収容者の中の②③④に関する収容と処遇について規制している（同法1条）。

これらの法令において、被収容者の権利がどこまで明確に保障されているかが、重要なポイントとなる。

(2) 刑罰の本質・目的と行刑

I 相対的応報刑論 「刑罰の本質」は基本的に応報刑だが、その枠内で一般予防と特別予防という目的をも考慮すべきだと考えるのが通説である(相対的応報刑論)。すなわち、刑罰は、過去の犯罪行為に対する法的な非難を通じて将来の犯罪を予防し、法益(法により保護すべき利益)を保護しようとするものと考えている。このうち、「一般予防」とは、国家が刑罰を刑法に規定し、または刑罰を科すことにより、国民一般が同種の犯罪を犯さないように予防することをいう。「特別予防」とは、犯人自身が将来に再び犯罪をくり返さないように予防することをいう。

II 刑罰の限界 裁判の段階では、相対的応報刑論には、特に次のような意義が認められる。まず、(i) 刑罰の本質は、基本的に応報刑である。それゆえ、①違法な行為を行ったことにつき、行為者に責任があるとして非難されなければ、刑罰は科されない。また、行為者に対する責任非難の程度に均衡した刑罰が科されなければならない。このような考えを、責任主義の原則という。これは、「責任あれば刑罰あり」という考え方(積極的責任主義)ではなく、「責任なければ刑罰なし」という考え方(消極的責任主義)に基づいている。(ii) たとえ一般予防または特別予防による法益保護の必要性が強く認められ、その目的の実現のために刑罰が有効な手段とされる場合でも、責任主義の原則から、行為者の責任を超えて刑罰を科すことは許されない。また、(iii) 刑罰は、これらの予防目的の実現にとって有効で確実な範囲に限定すべきことになる。したがって、①そうした予防目的を実現する必要性がない場合や、②その必要性があっても、そうした予防目的が刑罰により有効に実現されない場合には、刑罰を科すことは許されない。また、③そうした予防の必要性が少ない場合には、責任が認められても、刑は責任の量を下回ることになる。

III 自由刑の執行と特別予防 自由刑は、受刑者から身体的自由という重要な法益を直接に剥奪する刑罰(拘禁刑)である。それは、責任に応じた応報と一般予防・特別予防に基づいて量定され、判決により宣告される(改正刑法草案 48 条参照)。そして、自由刑の執行の段階では、受刑者の身体的自由を拘束しつつも、受刑者の改善更生および社会復帰を図るために、特別予防の目的をいかに果たすかという点に重点がおかれる。わが国では、こうした社会復帰モデルの考え方が主流であり、実務もこの考えに基づいている(8)。

(3) 自由刑と労役場留置

I 自由刑の種類 自由刑の種類には、懲役、禁錮、拘留がある。

懲役には、有期懲役(1 月以上 20 年以下)と無期懲役がある(刑法 12 条 1 項)。無期懲役といっても、一生ずっと刑務所の中で過ごすとはかぎらない。無期懲役の受刑者に改悛の状があるときは、収容されてから 10 年を経過した後に、行政官庁の処分により仮釈放を認めることができるからである(刑法 28 条)。なお、後述の 2 (3) IVをも参照。

禁錮には、有期禁錮(1 月以上 20 年以下)と無期禁錮がある(刑法 13 条 1 項)(9)。無期禁錮の場合にも、無期懲役と同様に、仮釈放の余地が認められている(刑法 28 条)。

懲役と禁錮の区別の背後には、道徳的に軽蔑すべき犯罪(破廉恥罪)とそうでない犯罪(非破廉恥罪)とを区別し、後者の犯罪に対しては犯人の名誉に一定の配慮をした刑(名誉拘禁)として禁錮を科すべきだという古い考えがある。こうした考えによれば、前者の犯罪の例として、殺人罪・強姦罪・窃盗罪などが挙げられ、後者の犯罪の例として、政治的な信念に基づく政治犯・確信犯や、過失犯などが挙げられる。

拘留は、懲役・禁錮とは異なり、軽微な犯罪に対する短期の自由刑(1 日以上 30 日未満)である(刑法 16 条)。また、拘留は、罰金よりも軽い刑である(刑法 10 条 1 項本文)。

II 刑務作業 懲役の受刑者に対しては、いわゆる刑務作業が課される(刑法 12 条 2 項、受刑者処遇法 71 条)。この労働作業の強制がある点で、懲役は禁錮・拘留と区別される(10)。もっとも、禁錮・拘留の受刑者も、自らの意思・選択に基づいて請願すれば、作業につくことが許される(受刑者処遇法 72 条)。これを請願作業という。とりわけ、禁錮の受刑者の大部分は、請願作業を行っているのが実情である。労働をまったくしないで長期にわたり狭い一定の空間にただ収容されることには、むしろ

ろ、はなはだしい精神的な苦痛を伴うからである。

Ⅲ 労役場留置 罰金は1万円以上の「財産刑」であるが(刑法15条本文)、罰金を完納できない者は、1日以上2年以下の期間、労役場に留置されて労働を強いられる(刑法18条1項)。また、科料は1000円以上1万円未満の「財産刑」であるが(刑法17条)、科料を完納できない者は、1日以上30日以下の期間、労役場に留置される(刑法18条2項)。つまり、労役場に留置された者には、実質的には短期の自由刑を科すことになる。

Ⅳ 仮釈放と仮出場 仮釈放(広義)の制度には、仮釈放(狭義)と仮出場がある(11)。

i 仮釈放 懲役または禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、一定の刑期を経過した後に、行政官庁(地方更生保護委員会)の処分によって仮釈放を許すことができる(刑法28条。また、犯罪者予防更生法12条1項参照)。仮釈放は、次の期間を経過した後に許すことができる(刑法28条)(12)。

仮釈放を許すことができる時期

有期懲役・有期禁錮の受刑者-----刑期の3分の1を経過した後

無期懲役・無期禁錮の受刑者-----10年を経過した後

仮釈放を許すことができる期間を経過した後に、仮釈放が許されずになお刑事施設に収容されている場合も、むろんありうる。その場合には、後述のように、この期間を経過したという事情は、刑事施設内における一定の処遇措置の要件とされる場合がある(特に、受刑者処遇法75条1項、85条1項参照)。

仮釈放を許された者は、保護観察に付する(犯罪者予防更生法33条1項3号)。「保護観察」とは、社会生活を送りながら、適切な指導者の指導・監督の下で、犯罪者が自発的に改善更生し、社会復帰するように促す措置をいう。こうした指導・監督は、保護観察所の専門職員である「保護観察官」や、民間の中から選ばれた「保護司」によって行われている(13)。もし仮釈放中に遵守事項の違反や犯罪を犯したりなどと、仮釈放が取り消されて、残りの刑期につき再び刑務所に収容される(14)。だが、仮釈放を取り消されずに残りの刑期を経過すれば、刑の執行を受け終わったものとみなされる。

ii 仮出場 拘留に処せられた者または労役場に留置された者には、情状によりいつでも、行政官庁の処分によって仮出場を許すことができる(刑法30条1項・2項)。仮出場については、その後の行状によって仮出場が取り消されることはないが、残りの刑期を経過するまでは刑の執行が終わったことにはならないという意味で、「仮」出場とされている。

(4) 刑事施設と刑務所

I 刑事施設と刑務所 「監獄」という用語の暗いイメージを避けるため、法律上、「刑事施設」という名称に改められた。刑務所・少年刑務所・拘留所の3つをあわせて、刑事施設とされる(法務省設置法8条2項)。また、これらの3つを総称して「行刑施設」ともいう(15)。

刑務所とは、刑事施設の一部にあたる。もっとも、刑務所という用語は多義的に用いられることがある。一般には、刑事施設の中で、受刑者を収容する施設が「刑務所」と呼ばれている(16)。また、刑事施設に附置される「労役場」をあわせて「刑務所」ということもある。なぜなら、労役場への留置は、実質的には短期の自由刑であり、また、労役場留置者については、特別の定めがない場合には、その性質に反しない限り、懲役受刑者に関する規定が準用されるからである(受刑者処遇法143条。また、同法142条3項・4項参照)。

II 被収容者の分離 刑事施設の被収容者は、原則として次の区別により分離して収容される(受刑者処遇法4条1項。なお、例外として、同法4条2項・3項、63条2項参照)。

第1に、男女の性別により分離される(同法4条1項1号)。女性の受刑者を収容する施設が、女子刑務所である。

第2に、(a)受刑者、(b)被勾留者(刑事訴訟法の規定により勾留されている者)、(c)被勾留受刑者(刑事訴訟法の規定により勾留されている受刑者)、(d)死刑確定者、(e)その他の被収容者が分離される(同法4条1項2号)。

第3に、(a)の受刑者は、①懲役受刑者、②禁錮受刑者、③拘留受刑者が分離される(同法4条1

項3号。また、刑法12条2項、13条2項、16条参照）。

また、(f) 懲役・禁錮の言渡しを受けた少年を収容する「少年刑務所」は、特別に刑事施設として設けるか、刑事施設内の特に分界を設けた場所に設置される（少年法56条1項。また、(g) 法務大臣が指定する刑事施設には、「労役場」が附置されている（受刑者処遇法142条1項）。

Ⅲ 拘禁の基本形態 独居拘禁には、次の基本的なメリットがある。つまり、①受刑者は、単独で自己の心と向き合うことによりはじめて、内省を深めることができる。また、②施設内における悪風の感染を防止することができる。とりわけ、犯罪傾向が進んだ受刑者（特に累犯者）からの犯罪情報（犯罪の手口・知識など）の伝授や、犯罪組織・集団と関わりのある受刑者から犯罪組織・集団への内密な勧誘を受けないように防止する必要がある。さらに、③刑務所職員の監視が容易となり、また、④刑務所職員との接触が緊密になり改善の契機をつかみやすいともいわれる(17)。

しかし、独居拘禁には、特に次の点でデメリットもある。つまり、①収容施設の物的・人的な側面において多額の費用を必要とする。②被収容者の社会性・協調性を減退させる。③被収容者の相互の監視がないため、自殺や自傷行為などの危険性もある(18)。④被収容者の精神的・肉体的な健康に対して大きな負担をかけることにもなる。特に、昼夜独居拘禁の場合には、この点が問題となる。

作業成績も行状も良く、向学心に燃えて真剣に更生を考えている少数の受刑者に対してのみ、夜間独居拘禁（昼間は工場に出て作業を行って夜間のみ独居する拘禁形態）が認められる(19)。

現在では、そもそも、過剰収容という現実的な制約も著しいため、雑居拘禁が多用されている。麓刑務所では、すでに以前から、独居房（広さ3畳）の多くに2名を収容している。また、雑居房（広さ10畳）は、本来は6人用であるが、その多くに7～8名を収容しているのが実情である(20)。そのため、雑居拘禁とされる受刑者の人選については、その罪質・性格・犯数・年齢・健康状態などを考慮して、慎重な配慮がなされている。また、受刑者各人の行状などを考慮しつつ、数ヶ月ごとに入れ替えを行っている。

3 受刑者の処遇

かつての監獄法は、明治41年に制定された法律である(21)。戦後、日本国憲法（昭和21年成立）が昭和22年に施行された後も、監獄法は他の法律の改廃に伴って部分的・技術的な改正がなされたにすぎず、その制定当時の古い考えに基づく規定の多くがそのまま残されてきた(22)。それゆえ、受刑者に対する合目的な矯正処遇による社会復帰の促進や被収容者の権利義務関係の明確化を重視する現代の行刑の理念に、マッチしない面が多分にあった(23)。そこで、監獄法の全面改正に向けて、激しく議論がなされてきた。また、昭和57年4月に内閣より国会に提出された「刑事施設法案」が廃案となった後も、長期にわたり議論を重ね、平成17年5月によりやく法律として日の目を見るに至ったのが、受刑者処遇法である(24)。新たな受刑者処遇法は、刑事施設の管理運営などに関する事項と、受刑者の処遇に関する事項について、監獄法を改正する規定を設けている。以下では、このうち、主として後者の事項について概観することにする。ここでいう受刑者の「処遇」とは、いわゆる矯正処遇だけでなく、刑事施設の規律・秩序の維持、不服申立制度などをも含む広い概念である(25)。

受刑者処遇法の構成	第1編「総則」（1条～13条）-----被収容者の分離（4条）、実地監査（5条）、意見聴取（6条）、刑事施設視察委員会（7条以下）（26）、裁判官・検察官の巡視（11条）、参観（12条）など
	第2編「受刑者の処遇」（14条～140条）-----第1編だけでなく、第2編の一部にも、刑事施設の管理運営に関する事項の規定がある（50条、54条など）
	第3編「補則」（141条～152条）-----被勾留者等の収容・処遇（141条）、労役場・監置場（142条以下）、警察留置場（146条以下）など

（1） 受刑者の処遇の原則

受刑者の処遇は、その者の資質と環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起および社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる（受刑者処遇法14条）。

受刑者処遇法1条は、本法の目的として、「その者の状況に応じた適切な処遇」を行うことを明記した上で、同法14条は、受刑者の処遇の原則として、「その者の資質及び環境に応じ」と規定することによって、受刑者の特性および環境的条件に応じて、その受刑者にとって最も適切な処遇を行うとする、いわゆる個別処遇の原則を明らかにした。この原則に基づき、矯正処遇においては、「受刑者ごとに」「受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき」「受刑者の希望を斟酌して」処遇要領が定められる(同法61条2項～4項)。また、「その自覚に訴え」と規定して、受刑者の主体性を尊重した処遇の重要性を明確にしている(27)。

(2) 収容の開始

I 収容開始時の告知 刑事施設の長は、受刑者に対し、収容の開始に際し、次の事項を書面により告知しなければならない(受刑者処遇法15条)。これにより、受刑者の権利義務関係と法的地位を明らかにすることを目的としている。

収容開始時の告知事項	物品の貸与・支給・自弁に関する事項(15条1項1号、17条以下)
	保管私物その他の金品の取扱いに関する事項(15条1項2号、21条以下)
	保健衛生・医療に関する事項(15条1項3号、33条以下)
	宗教上の行為・儀式行事・教誨に関する事項(15条1項4号、44条以下)
	書籍等の閲覧に関する事項(15条1項5号、46条以下)
	刑事施設の長が規律・秩序の維持のために定めた遵守事項(15条1項6号、51条)
	面会・信書の発受に関する事項(15条1項7号、88条以下)
	懲罰に関する事項(15条1項8号、105条以下)
	審査の申請に関する事項(15条1項9号、112条以下)
	刑事施設の職員による違法行為の事実の申告に関する事項(15条1項10号、118条以下)
苦情の申出に関する事項(15条1項11号、121条以下)	

II 識別のための身体検査 刑務官は、収容の開始に際し、受刑者の識別のために必要な限度で身体を検査することができる(受刑者処遇法16条1項)。女子の受刑者の身体検査は、女子の刑務官が行わなければならない(同法16条2項本文)。ただし、女子の刑務官が行うことができない場合には、男子の刑務官が、刑事施設の長が指名する女子の職員を指揮して行うことができる(同法16条2項但書)。

(3) 物品の貸与・支給と自弁

受刑者には、刑事施設における「衣食住」の日常生活に必要な物品(衣類・寝具、食事・湯茶、日用品・筆記具その他の物品)は、国が貸与または支給する(受刑者処遇法17条1項)。一般に、受刑者の衣食住をどのように扱うかは、その国の社会的・文化的水準を示すといわれる。また、衣食住に関する生活条件の充実は、受刑者の心情の安定を保つだけでなく、改善更生に向けた動機づけを図るためにも重要となる。それゆえ、貸与・支給する物品は、受刑者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、受刑者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない(同法20条)。

食生活においては、(i)法務大臣が定めた糧食の1人1日当たりの熱量などの基準に従って給与する。朝食・昼食・夕食の内容は、専門知識をもつ栄養士が栄養素やカロリーなどを考慮して献立表を作成している。(ii)被収容者の健康を保持する上で特に必要がある場合や、被収容者に対して治療を施している場合には、刑事施設の医師の意見に基づき、食事や飲料の質量を変更することができる。(iii)国民の祝日、1月2日・3日、特別な行事を行う場合などは、特別な食料を給与することができる(たとえば、紅白の饅頭やおせち料理など)。

自弁の物品の使用には制限がある。(i)衣類、食料・飲料、家内装飾品、嗜好品、その他の日用品(文房具など)については、処遇上適当と認められる場合に、自弁の物品の使用が許される(受刑者処遇法18条)(28)。(ii)補正器具(眼鏡など)、自己契約作業に必要な物品、信書の発信に必要な物品(封筒など)、外出・外泊の際に使用する衣類その他の物品などについては、刑事施設の規律・秩序の維持などの管理運営上支障を生ずるおそれのある場合を除き、自弁のものを使用させる(同法19条)。

(4) 金品の取扱い

I 差入れ 刑事施設の職員は、差入人が刑事施設に持参・送付した現金・物品(差入金品)について検査を行うことができる(受刑者処遇法21条3号)。受刑者に対する金品の「差入れ」に関しては、とりわけ次の制限がある(29)。

	<p>次の①～⑦の差入金品については、差入人に対して引取りを求める(同法23条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受刑者に交付すると、刑事施設の規律・秩序を害するおそれがあるもの ②親族以外の差入人によるもので、受刑者に交付すると、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるもの ③差入人の氏名が明らかでないもの ④自弁物品等(自弁により使用・摂取できる物品、釈放の際に必要とされる物品)以外の物品 ⑤保管に不便なもの ⑥腐敗または滅失するおそれがあるもの ⑦危険を生ずるおそれがあるもの
差入れ	
制限	<p>上記①～③の差入金品について、差入人の所在が不明なため引取りを求められない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 刑事施設の長が公告し、公告日から6ヶ月以内に差出人が引取りをしないと、国庫に帰属する(同法23条2項・3項) → 上記①～③の差入金品が⑤～⑦のいずれかに該当するときは、刑事施設の長は、公告日から6ヶ月以内でも、売却してその代金を保管でき、売却できないものは廃棄できる(同法23条4項) <p>上記④～⑦の差入金品について、差入人の所在が不明なため引取りを求められない場合、引取りを求めることが相当でない場合、または差入人が引取りを拒んだ場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 刑事施設の長は、受刑者に対し、相当と認める者(親族など)への相当な処分(交付など)を求める(同法23条5項) → 受刑者が相当の期間内に処分しないとときは、刑事施設の長が売却して代金を領置する。売却できないものは、廃棄することができる(同法23条6項) <p>上記①～⑦以外の差入金品について、受刑者が交付を受けることを拒んだ場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 差入人に対して引取りを求める(同法23条7項前段) → 差入人の所在が不明なため引取りを求められないときは、刑事施設の長が公告し、公告日から6ヶ月以内に差入人が引取りをしないと、国庫に帰属する(同法23条7項後段)

差し入れた物品が上記①～⑦のいずれにも該当しない場合には、受刑者に引き渡される(同法24条1項2号)。ただし、受刑者処遇法の規定により受刑者が使用・摂取できない物品は、刑事施設の長が領置する(同法24条2項1号)。差し入れた現金が上記①～③のいずれにも該当しない場合には、刑事施設の長が領置する(同法24条2項2号)。また、刑事施設の長は、差入人による受刑者に対する金品の交付について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる(同法28条)。

II その他の金品の取扱い ①受刑者が収容される際に所持する現金・物品、②受刑者が収容中に取得した現金・物品(信書・差入金品を除く)の取扱いについては、受刑者処遇法21条1号・2号、22条、24条以下の規定がある。受刑者が刑事施設において使用・摂取できる物品については、領置せずに、

受刑者に引き渡し、保管させることになっている（同法 24 条）。この点で、受刑者処遇法は、監獄法における全件領置主義を改め、受刑者自身に保管させる物品（保管私物）については、一定の限量（保管限量）を刑事施設の長が定め、その範囲内で受刑者の責任により管理させることとした（同法 25 条 1 項）（30）。

（5） 保健衛生と医療

刑事施設においては、受刑者の心身の状況を把握することに努め、受刑者の健康および刑事施設内の衛生を保持するため、「社会一般の保健衛生および医療の水準」に照らし適切な健康保持および医療上の措置を講ずべき責務がある（受刑者処遇法 33 条）。

I 保健衛生 保健衛生については、次のように定められている。（i）受刑者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない（同法 34 条）（31）。（ii）受刑者は、身体・着衣・所持品・居室・その他の日常使用する場所を清潔にしなければならない（同法 35 条）。（iii）受刑者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる（同法 36 条）。入浴の回数、作業の種類などの事情を斟酌して、刑事施設の長が定める（32）。（iv）受刑者には、調髪とひげそりを行わせる（同法 37 条 1 項）。受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合に、その者の処遇上適当と認めるときは、これを許すことができる（同法 37 条 2 項）。

II 医療 （i）受刑者に対しては、収容の開始後に速やかに健康診断を行い、また、毎年 1 回以上定期的に健康診断を行わなければならない（同法 38 条 1 項前段）。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様である（同法 38 条 1 項後段）。受刑者は、これらの健康診断の実施のために必要な限度内における採血やエックス線撮影などの医学的処置を拒むことはできない（同法 38 条 2 項）。

（ii）受刑者が、①負傷もしくは疾病にかかっているとき、またはこれらの疑いがあるとき、②飲食物を摂取せず、生命に危険が及ぶおそれがあるときは、刑事施設の職員である医師（歯科医師を含む）による診療を行い、その他必要な医療上の措置をとらなければならない（同法 39 条 1 項）（33）。刑事施設の長は、傷害の種類・程度などに応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師による診療を行うことができる（同法 39 条 2 項）。その場合には、必要に応じて受刑者を刑事施設外の病院・診療所に通院させ、やむを得ないときは、受刑者を刑事施設外の病院・診療所に入院させることができる（同法 39 条 3 項）。（iii）負傷または疾病にかかっている受刑者が、刑事施設の職員でない医師を指名して、その診療を受けることを申請した場合には、傷害の種類・程度、収容前にその医師の診療を受けていたことなどの事情に照らして、医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において自弁によりその診療を受けることを許すことができる（同法 40 条 1 項）。その場合の方法などについては、受刑者処遇法 40 条 2 項～4 項参照。

III 感染症予防上の措置 刑事施設の長は、施設内における感染症の発生の予防またはそのまん延の防止のため必要がある場合には、受刑者に対し、健康診断、診療などの必要な医療上の措置、予防接種、感染のおそれなくなるまでの間の隔離などの措置をとる（同法 41 条）。

IV 養護のための措置等 刑事施設の長は、養護を必要とする受刑者（老人、妊産婦、身体虚弱者など）について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置をとる（同法 42 条 1 項）。受刑者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、刑事施設外の病院・診療所・助産所に入院させる（同法 42 条 2 項）。

V 子の養育 （i）刑事施設の長は、女子の被収容者が乳児を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合に、相当と認めるときは、その子が 1 歳に達するまでこれを許すことができる（受刑者処遇法 43 条 1 項。また、刑事被告人収容法 12 条 1 項参照）。1 歳に達した子について、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合には、受刑者の心身の状況に照らし、またはその子の養育の上で特に必要があるときは、引き続き 6 ヶ月間に限り、これを許すことができる（受刑者処遇法 43 条 2 項。また、同法 135 条参照）。（ii）刑事施設内での養育が許されない場合には、幼児を引き取る者がいなければ、都道府県知事に通報し、児童福祉施設または里親に幼児を引き渡すことになる。

(6) 宗教上の行為等

監獄法には、宗教上の行為等に関する規定はなかったが、受刑者処遇法では、信教の自由（憲法 20 条）の重要性に照らして、受刑者に保障される宗教上の行為等の範囲について規定している。

I 1人で行う宗教上の行為 受刑者が1人で行う礼拝などの宗教上の行為は、原則として禁止・制限してはならない（受刑者処遇法 44 条）。ただし、刑事施設の規律・秩序の維持などの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき（たとえば、定められた起居動作の時間帯に従わない場合、大声や騒音を発する場合など）は、禁止・制限される（34）。

II 宗教上の儀式行事と宗教教誨 刑事施設の長には、受刑者が宗教家（民間の篤志家）の行う宗教上の儀式行事に参加し、宗教家の行う宗教上の教誨（宗教教誨）を受けることができる機会を設けるように努めるべき義務がある（同法 45 条 1 項）。ただし、刑事施設の規律・秩序の維持などの管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、受刑者に宗教上の儀式行事に参加させず、または宗教教誨を受けさせないことができる（同法 45 条 2 項）。

「教誨」とは、被収容者に対する精神的・倫理的・宗教的な教化方法をいう（35）。宗教教誨は、希望者に対してのみなされる。受刑者といえども、信教の自由があるから、これを強制することはできない（憲法 20 条 1 項・2 項）。被収容者にも、その内面生活において、任意の宗教的信仰をもつ自由・もたない自由が認められ、戒護や紀律の上で特に支障のない限り、礼拝・祈祷・祝典・儀式のような宗教的行為が認められる。また、政教分離主義（憲法 89 条参照）の下で、国およびその機関は宗教から手をひくこととされている。そこで、民間の篤志家である宗教家（教誨師）により、仏教・キリスト教・神道などの宗教的な指導が行われる（受刑者処遇法 67 条参照）（36）。

(7) 書籍等の閲覧

書籍等の閲覧は、余暇時間を有効に活用し、また、受刑者の思想・信条の自由（憲法 19 条）を保障するためにも重要となる。

受刑者が自弁の書籍等を閲覧することは、原則として禁止・制限されない（受刑者処遇法 46 条 1 項）。ただし、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき（同法 47 条 1 項 1 号）、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき（同法 47 条 1 項 2 号）、懲罰として書籍等の閲覧が停止されたとき（同法 46 条 1 項、106 条 1 項 4 号、107 条 1 項 3 号）は、自弁の書籍等の閲覧が禁止される（37）。また、余暇時間における活動を支援するため、刑事施設には書籍等が備え付けられる（同法 49 条 2 項、69 条 2 項）（38）。受刑者が閲読できる図書を充実させるために、公共図書館の協力を得て、定期的に図書の入れ替えを行っている刑務所もある。

受刑者が取得できる新聞紙の範囲および取得方法については、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる（同法 48 条）。また、刑事施設の長は、受刑者に対し、日刊新聞紙を備え付け、報道番組の放送などの方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない（同法 49 条 1 項）。

(8) 規律・秩序の維持

わが国の行刑施設に対しては、従来、規律偏重の点につき批判がなされてきた。そこで、受刑者処遇法は、刑事施設の規律・秩序は適正に維持されなければならないと規定している（同法 50 条 1 項）（39）。また、刑事施設の規律・秩序の維持の目的を達成するための措置は、被収容者の収容を確保し、その処遇のための適切な環境とその安全かつ平穏な共同生活を維持するために必要な限度を超えてはならない（同法 50 条 2 項）。この点で、刑事施設の規律・秩序のための措置をとる場合には、いわゆる比例原則を考慮すべきことを規定している（40）。

I 遵守事項 刑事施設の長は、次の①～⑪の遵守事項について具体的に定めなければならない（同法 51 条 1 項・2 項）。この点で、刑事施設の長が遵守事項を定める権限の範囲について一定の限定をしている。もっとも、これらの遵守事項をいかに具体的に定めるかが重要となる。受刑者が遵守事項に違反した場合には、反則行為として懲罰が科されるからである（後述の 3（11）参照）。

遵守事項	①犯罪行為をしてはならないこと
	②他人に対し、粗野もしくは乱暴な言動や、迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと
	③自身を傷つける行為をしてはならないこと
	④刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと
	⑤自己または他の被収容者の収容の確保を妨げる行為をしてはならないこと
	⑥刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと
	⑦刑事施設内の衛生または風紀を害する行為をしてはならないこと
	⑧金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと
	⑨正当な理由なく、刑務作業もしくは請願作業を怠り、または刑の執行開始時・釈放前の指導もしくは改善指導・教科指導を拒んではならないこと
	⑩刑事施設の規律・秩序を維持するために必要な事項
	⑪上記①～⑩の遵守事項または外部通働作業もしくは外出・外泊に関する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、または援助してはならないこと

上記①～⑪の遵守事項のほか、刑事施設の長またはその指定する職員は、刑事施設の規律・秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者に対し、その生活および行動について指示することができる（同法 51 条 3 項）。受刑者がこの指示に従わなかった場合にも、懲罰が科される（同法 105 条 1 項）。

II 身体の検査等 刑務官は、刑事施設の規律・秩序を維持するために必要がある場合には、受刑者について、その身体、着衣、所持品および居室を検査し、その所持品を取り上げて一時保管することができる（同法 52 条 1 項）。また、刑務官は、同様の場合に、刑事施設内において、弁護士等（弁護士、弁護士となろうとする者）を除き、被収容者以外の者の着衣・携帯品を検査し、携帯品を取り上げて一時保管することができる（同法 52 条 3 項）。ただし、被収容者以外の者に対する検査は、文書・図画の内容に及んではならない（同法 52 条 4 項）。

III 隔離 刑事施設の長は、受刑者が次の①②のいずれかの事由に該当する場合には、他の被収容者から隔離することができる（同法 53 条前段）。

隔離の事由	①他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律・秩序を害するおそれがあるとき
	②他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき

この場合には、（i）その者の処遇は、運動・入浴・面会・その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う（同法 53 条後段）。（ii）隔離の期間は、3ヶ月とする（同法 53 条 2 項本文）。ただし、特に必要がある場合には、1月ごとに更新することができる（同法 53 条 2 項但書）。（iii）隔離の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちに隔離を中止しなければならない（同法 53 条 3 項）。（iv）受刑者を隔離している場合には、3ヶ月に1回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない（同法 53 条 4 項）。

IV 制止等の措置 刑務官は、受刑者が次の①～④のいずれかの行為をし、またはこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その受刑者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとる（同法 54 条 1 項）。

受刑者 に対する措置事由	①受刑者が自身を傷つける行為をし、またはしようとする場合
	②受刑者が他人に危害を加える行為をし、またはしようとする場合
	③受刑者が刑事施設の職員の職務を妨げる行為をし、またはしようとする場合
	④受刑者が刑事施設の規律・秩序を著しく害する行為をし、またはしようとする場合

刑務官は、被収容者以外の者が次の①～④のいずれかの事由に該当する場合には、合理的に必要と判断

される限度で、その行為を制止し、その行為者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる（同法 54 条 2 項）。これらの措置に必要な警備用具については、法務省令で定める（同法 54 条 3 項）。

被収容者以外の者 に対する措置事由	①刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、またはこれらの行為をまさにしようとするとき
	②刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき
	③被収容者の逃走または刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、または唆すとき
	④被収容者に危害を加え、またはまさに加えようとするとき

V 捕縄・手錠・拘束衣の使用 刑務官は、次の①～④のいずれかの場合には、捕縄または手錠を使用することができる（同法 55 条 1 項）(41)。

捕縄・手錠の 使用事由	①受刑者を護送する場合
	②受刑者が逃走するおそれがある場合
	③受刑者が自身を傷つけるおそれがあり、または他人に危害を加えるおそれがある場合
	④受刑者が刑事施設の設備・器具その他の物を損壊するおそれがある場合

刑務官は、受刑者が自身を傷つけるおそれがある場合に、他にこれを防止する手段がないときは、(i) 刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる（同法 55 条 2 項本文）。ただし、捕縄・手錠と同時に使用することはできない（同法 55 条 2 項但書）。(ii) 刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる（同法 55 条 3 項前段）。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない（同法 55 条 3 項後段）。拘束衣の使用は、さらに次の点で制限される（同法 55 条 4 項～7 項）。

拘束衣の 使用制限	使用期間は、3 時間とされる（同法 55 条 4 項本文） ：ただし、特に継続の必要がある場合には、通じて 12 時間を超えない範囲で、3 時間ごとに更新できる （同法 55 条 4 項但書）
	刑事施設の長は、使用期間中であっても、使用の必要がなくなったときは、直ちに使用を中止させなければならない（同法 55 条 5 項）
	拘束衣を使用し、またはその使用期間を更新した場合には、速やかに、受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない（同法 55 条 6 項）
	法務省令で定めた制式の拘束衣のみの使用に限られる（同法 55 条 7 項）

VI 保護室への収容 刑務官は、受刑者が次の①～④のいずれかの事由に該当する場合には、(i) 刑事施設の長の命令により、その受刑者を保護室（保護房）に収容することができる（同法 56 条 1 項）(42)。ただし、②～④の事由は、刑事施設の規律・秩序を維持するため特に必要がある場合に限られる（同法 56 条 1 項 2 号）。(ii) 刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、その命令を待たないで、保護室に収容することができる（同法 56 条 2 項前段）。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない（同法 56 条 2 項後段）。

保護室への 収容事由	①受刑者が自身を傷つけるおそれがあるとき
	②受刑者が刑務官の制止に従わず、大声または騒音を発するとき
	③受刑者が他人に危害を加えるおそれがあるとき
	④受刑者が刑事施設の設備・器具その他の物を損壊し、または汚損するおそれがあるとき

保護室への収容は、さらに次の点で制限される（同法 56 条 3 項～6 項）。

収容制限	収容期間は、72時間以内とされる（同法56条3項本文）
	：ただし、特に継続の必要がある場合には、48時間ごとに更新することができる（同法56条3項但書）（43）
	刑事施設の長は、収容期間中であっても、収容の必要がなくなったときは、直ちに収容を中止させなければならない（同法56条4項）
	保護室に収容し、またはその収容期間を更新した場合には、速やかに、受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かななければならない（同法56条5項）
	保護室の構造および設備の基準は、法務省令で定められる（同法56条6項）

Ⅶ 武器の携帯と使用 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる（同法 57 条 1 項）。また、刑務官は、受刑者が次の①～⑤のいずれかの事由に該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる（同法 57 条 2 項）。

受刑者 に対する武器使用	①暴動を起こし、またはまさに起こそうとするとき
	②他人に重大な危害を加え、またはまさに加えようとするとき
	③刑務官が携帯し、または刑事施設に保管されている武器を奪取し、またはまさに奪取しようとするとき
	④凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき
	⑤刑務官の制止に従わず、または刑務官に暴行もしくは集団による威力を用いて、逃走し、もしくは逃走しようとし、または他の被収容者の逃走を助けるとき

刑務官は、被収容者以外の者が次の②～⑤のいずれかの事由に該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる（同法 57 条 3 項）。

被収容者以外の者 に対する武器使用	①被収容者が暴動を起こし、またはまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、またはこれらを援助するとき
	②被収容者に重大な危害を加え、またはまさに加えようとするとき
	③刑務官が携帯し、または刑事施設に保管されている武器を奪取し、またはまさに奪取しようとするとき
	④銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、または使用して、刑事施設に侵入し、もしくはその設備を損壊し、またはこれらの行為をまさにしようとするとき
	⑤暴行または脅迫を用いて、被収容者を奪取し、もしくは解放し、またはこれらの行為をまさにしようとするとき

刑務官は、武器の使用に際しては、次の②～④の場合を除いては、人に危害を加えてはならない（同法 57 条 4 項）。

武器使用による 危害許容事由	①正当防衛（刑法36条）に該当する場合
	②緊急避難（刑法37条）に該当する場合
	③刑務官において他に受刑者の上記①～⑤の行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき
	④刑務官において他に被収容者以外の者の上記②～⑤の行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき：ただし、②以外の場合には、その者が刑務官の制止に従わずに当該行為を行うときに限る

VIII 収容のための連戻し 刑務官は、次の①②のいずれかの時から 48 時間以内に着手したときに限り、受刑者を連れ戻すことができる（同法 58 条）。

- | | |
|-----|---|
| 連戻し | ①受刑者が逃走したときは、逃走の時から |
| | ②外部通働作業または外出・外泊の場合に、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったときは、その日から |

IX 災害時の措置 刑事施設の長は、地震・火災その他の災害に際し、刑事施設内にある者の生命・身体保護のため必要があると認める場合には、受刑者を刑事施設内またはこれに近接する区域における消火、人命救助その他の応急の用務につかせることができる（同法 59 条 1 項）。この応急の用務により受刑者が死傷し、または疾病にかかった場合には、手当金が支給される（同法 59 条 2 項）。

刑事施設の長は、地震・火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、受刑者を適当な場所に護送しなければならない（同法 60 条 1 項）。受刑者を護送することができないときは、受刑者を刑事施設から解放することができる（同法 60 条 2 項前段）。刑事施設の外にある受刑者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合にも、同様である（同法 60 条 2 項後段）。これにより解放された受刑者は、避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに、刑事施設または刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならない（同法 60 条 3 項）。解放された受刑者が出頭しないときは、1 年以下の懲役に処する（同法 152 条 1 項）。

（9） 矯正処遇の実施等

I 通則 矯正処遇などに関する基本的な制度として、次のものがある。

i 矯正処遇と処遇要領 受刑者には、矯正処遇として、作業を行わせ、改善指導・教科指導を行う（受刑者処遇法 61 条 1 項）。受刑者は、正当な理由なく、作業やこれらの指導を拒んではならないことが遵守事項とされ（同法 51 条 2 項 9 号）、これに反した場合には懲罰が科される（同法 105 条 1 項）。この点で、懲役受刑者の作業のみを義務としていた監獄法と大きく異なる(44)。

- | | |
|------|---------------|
| 矯正処遇 | 作業（同法71条～81条） |
| | 改善指導（同法82条） |
| | 教科指導（同法83条） |

矯正処遇は、処遇要領（矯正処遇の目的・基本的内容・方法を受刑者ごとに定める実施要領）に基づいて行われる（同法 61 条 2 項）(45)。処遇要領は、刑事施設の長が受刑者の資質・環境の調査の結果に基づいて定める（同法 61 条 3 項）。また、必要に応じ、受刑者の希望を斟酌して定められ、または変更される（同法 61 条 4 項）。これは、個別処遇を重視する考え方に基づくものである。また、矯正処遇は、必要に応じ、医学・心理学・教育学・社会学その他の専門的知識・技術を活用して行われる（同法 61 条 5 項）(46)。

ii 刑の執行開始時と釈放前の指導 受刑者には、矯正処遇のほか、特定の期間に次の指導を行う（同法 62 条 1 項）。受刑者は、矯正処遇とともに、これらの指導を受ける義務を負うものとされている(47)。

- | | |
|-------------|--|
| 特定期間
の指導 | 刑の執行開始時の指導-----受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項に関する指導 |
| | 刑事施設における生活・行動に関する指導 |
| | 釈放前の指導（釈放前教育）-----釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与 |
| | 受刑者の帰住・釈放後の生活に関する指導（48） |

釈放前の指導期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行う（同法 62 条 2 項前段）。満期釈放または仮釈放となる者は、釈放前に、それぞれ開放的な生活寮に入り、自律的な生活をしながら責任の自覚に努め、また、社会復帰のための準備をする。また、必

要に応じ、外出・外泊を許すなど、円滑な社会復帰を図るため必要な措置がとられる（同法 62 条 2 項後段）。

iii 集団処遇 上記の矯正処遇や特定期間の指導は、その効果的な実施を図るため、必要に応じて集団に編成して行われる（同法 63 条 1 項）(49)。この集団処遇において、特に必要がある場合には、受刑者処遇法 4 条 1 項 1 号による「分離」をしないことができる（同法 63 条 2 項）。分離については、前述の 2（4）II 参照。

従来、次のような分類処遇がなされてきた(50)。入所時に、医学・心理学・教育学・社会学などの専門的な知識・技術に基づいて、科学的な調査（分類調査）を行う。たとえば、受刑者の個性、心身の状況、成育歴、犯罪歴、犯罪性の特徴、家族その他の生活環境、職業・教育の内容・程度などが調査される。これにより、①収容分類級（収容する施設または施設内の区画を区別する基準となる分類級）と、②処遇分類級（処遇の重点・方針を区別する基準となる分類級）が判定される。また、入所後にも、さらに定期および臨時の再調査を行い、必要に応じて分類を修正する。こうした分類調査に基づき、処遇計画の効率的な実施のためのグループが編成され、各分類に応じた処遇方針が策定されてきた。だが、こうした従来の分類処遇制度にも多くの問題点が指摘されてきた(51)。たとえば、(i) 収容分類級については、行刑施設内における処遇との間に、必ずしも有機的な関連性が認められないこと、(ii) 処遇分類級については、大部分の受刑者が「生活指導を必要とする者」（G級）に分類され、実際には特別な指導がなされていないことなどの点である。受刑者処遇法は、受刑者の分離基準として性別と自由刑の種類のみを挙げつつ（同法 4 条）、個別処遇の原則（同法 14 条）を明示していることからすると、これまでと異なり、その処遇内容に応じた形での分類が行われることになると評価されている(52)。

iv 刑事施設外処遇 矯正処遇等は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設外の適当な場所で行うことができる（同法 64 条）。

v 制限の緩和 受刑者の自発性・自律性を涵養するため、刑事施設の規律・秩序を維持するための生活・行動の制限は、受刑者の処遇の目的（同法 14 条）を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和する段階的処遇がなされる（同法 65 条 1 項）。そこでは、処遇目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備や措置の一部を設けず、または講じない刑事施設の全部または一部で、法務大臣が指定するもの）で行うことができる（同法 65 条 2 項）。これを開放的処遇ともいう(53)。開放的処遇については、「被拘禁者処遇最低基準規則」や「開放的矯正施設に関する勧告」などの国際準則の中でも示されており(54)、わが国の行刑実務においても、従来、重要な意味をもつものと考えられてきた。たとえば、開放的施設では、原則として、居室・食堂・工場・教室などに鍵をかけずに、戒護の職員の数も最小限にして、職業訓練・教科指導・生活指導などの社会復帰に必要な処遇が行われる。

刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を高めるため、次の①～④の処遇について、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずる（受刑者処遇法 66 条）。

優遇措置	①物品の貸与・支給（同法17条2項）に関する処遇
	②自弁の物品の使用・摂取（同法18条）に関する処遇
	③面会の時間・回数（同法89条）に関する処遇
	④その他に法務省令で定める処遇

従来は、累進処遇がなされてきた。これは、懲役受刑者の改悛を促し、その自発的な改善に向けた努力に応じて処遇を緩和し、漸次的に社会生活に適応させることを目的とする制度であり（行刑累進処遇令 16 条以下）(55)、刑の執行の過程に 1 級から 4 級までの階級を設け（同令 16 条 1 項）、最下位の 4 級から出発して、処遇の過程における受刑者の努力と成績に応じて順次に各階級を経て進級させることを原則とするものである（同令 17 条）(56)。それに伴い、段階的に優遇して自由の制限を緩和し、受刑者の更生への意欲を高めるとともに、「自由には責任を伴う」ことから、受刑者に自らの責任を自覚させ、社会的な適応能力を養成することを目的としていた。しかし、累進処遇制度に対しては、とりわ

け次の問題点が指摘されてきた(57)。(i)入所当時、すべての懲役受刑者を最下位の4級に位置づける点で、受刑者の個々の特性や環境的条件に応じた個別処遇に合致するものではないこと、(ii)進級による優遇措置の内容も、必ずしも被収容者の意欲を喚起するものとはいえないこと、(iii)仮釈放との関連性が希薄なことなどである。また、(iv)現実の運用面においても、刑期に応じた一定期間の経過を重要な要素とし、規律違反の行為の有無を中心とした評価により進級を決定するという画一的な運用がなされてきた。それゆえ、(v)累進処遇制度を廃止し、真に受刑者の改善更生の意欲を喚起するような報奨制度を設けるべきであるとの提言もなされてきた。そこで、受刑者処遇法では、累進処遇制度を廃止し、これに代えて、段階的処遇と、比較的短期間における受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずることとした(58)。

vi 社会との連携 刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うにあたり必要と認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対して、協力を求める(受刑者処遇法 67 条 1 項)(59)。協力者には、守秘義務が課される(同法 67 条 2 項)。

vii 起居動作の時間帯 刑事施設の長は、法務省令に基づき、矯正処遇等の時間帯、食事・就寝その他の起居動作をすべき時間帯、余暇に充てられるべき時間帯を定めて、受刑者に告知する(同法 68 条)。なお、参考までに、麓刑務所における受刑者の起居動作の時間帯に関する概要を下記に掲げておく(60)。こうした時間帯は、それぞれの刑事施設ごとに設定される(61)。

予定時間	動作の内容	備考
6 : 30	起床、点検、洗面、清掃、出寮	休日について ・起床時間が1時間遅くなる ・作業時間は余暇の時間になる
7 : 05	朝食	
7 : 40	始業	
9 : 30	休息	
9 : 45	作業	
11 : 40	昼食	
12 : 20	作業	
14 : 30	休息	
14 : 45	作業	
16 : 20	終業、夕食	
17 : 00	入寮、点検、洗濯、身辺整理	
17 : 30	余暇時間-----クラブ活動、自己契約作業、書籍等の 閲覧、テレビ・ラジオ視聴など	
21 : 00	就寝	

viii 余暇活動の援助等 受刑者には、刑事施設の運営管理に支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯において、自己契約作業(受刑者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作などの作業)を行うことが許される(同法 69 条 1 項)。自己契約作業(自己労作)は、刑罰としての作業ではなく、受刑者が余暇時間を利用して行ういわば内職的な作業である。自己契約作業による収支は、受刑者が自ら行うことになっている。

刑事施設の長は、受刑者に対し、自己契約作業、知的・教育的活動、娯乐的活動、運動競技などの余暇時間帯における活動について、援助を与えるものとされている(同法 69 条 2 項)。また、民間の篤志家の援助を得て、余暇時間に俳句・短歌・囲碁・将棋・茶道・華道・書道・陶芸・ワープロ教室などのクラブ活動(月に1~2回のものを中心)が行われている(62)。

II 作業 刑務作業の意義は、次の点にある。すなわち、①受刑者に規則正しい勤労生活を送らせることにより、勤労意欲や忍耐力・集中力を養成して改善更生を図ること、②共同生活・共同作業におけ

る自己の役割と責任の自覚を促すこと、③職業上有用な知識・技能を習得させて、出所後の社会復帰に役立つようにすることにある（受刑者処遇法 73 条 1 項）。また、④規則正しい生活により受刑者の心身の健康を維持すること、⑤集団形成による保安全管理の観点などからも重要とされている(63)。

i 作業時間 作業時間について、従来、1日8時間、週40時間を一律に確保しようとするあまり、教育や運動の時間が十分に確保されず、処遇内容の硬直化を招いていると指摘されてきた。そこで、受刑者処遇法では、刑事施設の長が、法務省令で定める基準に従い、1日の作業時間と作業を行わない日を定めることとしている（同法 74 条 1 項）。これにより、当該刑事施設において実施する各種の指導や運動の時間などに応じて作業時間などが定められることになる(64)。

ii 作業の安全と衛生 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全および衛生を確保するために必要な措置を講じなければならない（同法 74 条 2 項）。他方、受刑者は、刑事施設の長が講ずる上記の措置に応じて、作業の安全・衛生上の必要事項を守らなければならない（同法 74 条 3 項）。刑事施設の長が講ずべき作業の安全・衛生上の措置、および受刑者が守るべき作業の安全・衛生上の必要事項は、労働安全衛生法その他の法令に定める事業者が講ずべき措置および労働者が守るべき必要事項に準じて、法務大臣が定めるものとしている（同法 74 条 4 項）。

iii 作業の種類 刑務作業の種類は、生産作業、職業訓練、自営作業に大別される(65)。

(a) 生産作業 これは、刑務所の構内に設けられた工場において行われる製品の生産作業である。

生産作業	製作作業-----生産用の原材料の全部または一部が国の物品である作業
	事業部作業-----生産用の原材料の全部または一部が事業部の物品である作業（66）
	提供作業-----生産用の原材料の全部が契約の相手方から提供された物品である作業、または、 国が被収容者の労務のみを提供して行う作業（67）

業種として、たとえば、①木工、②印刷、③洋裁、④金属、④革工などに関するものがある。全国の刑務所において生産される製品（刑務作業製品）の種類は、なんと千種類以上にも及んでいる。これらの作業の中には、かなり繊細な熟練した技術を要するものもあり、優れた良質な作品が数多くみられる(68)。

麓刑務所では、①全国の矯正職員が着用する官服の縫製、②紙細工、③佐賀錦織による伝統工芸品（ネクタイ、タイピン、カフス、帯締め、ペンダント、ブローチ、イヤリング、リップミラー、ソーイングセット、印鑑入れ、文鎮など）、④久留米絨による繊維製品（作務衣、テーブルセンター、エプロンなど）、⑤製茶などに関する作業が行われている(69)。

生産作業により生産された製品は、民間の協力を得て販売ルートにおかれる。これによる収入は、国庫に帰属し（受刑者処遇法 76 条）、刑事施設の運営経費の一部に充当される(70)。

(b) 職業訓練 これは、作業に必要な知識と技能を習得・向上させる実践的な教育・指導を目的として行われるものであり（同法 73 条 2 項）、製作作業に準じた形態となっている。この中には、公の免許や資格を取得できる訓練もある。職業訓練は、「受刑者職業訓練規則」（法務大臣訓令）に基づいて、総合訓練、集合訓練、自所訓練という3つの類型によって計画的に実施されている(71)。

職業訓練の種類には、たとえば、溶接、左官、電気工事、ボイラー運転、建設機械、自動車整備、理容・美容、ホームヘルパー養成、情報処理、点字翻訳などがある。また、訓練を修了した者のうち、総合教育訓練施設において年間1,600時間以上の訓練を修了した者には、厚生労働省職業能力開発局長から職業訓練履修証明書が交付される。

(c) 自営作業 これは、刑務所の施設運営のために必要とされる作業である。

自営作業	経理作業-----炊事、洗濯、清掃、看護などの施設の自営に必要な作業
	営繕作業-----施設の改修などの直営工事に必要な作業

iv 外部通勤作業 ①刑事施設の職員の同行の下で、受刑者を民間の事業所で働かせる構外作業のほか、②懲役・禁錮の受刑者については、仮釈放を許すことができる期間を経過し、かつ、開放的処

遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合には、円滑な社会復帰を図るため、職員の同行なしに、刑事施設の外の事業所（外部事業所）に通勤させて作業を行わせる制度がある。②の形態の作業を、外部通勤作業という（受刑者処遇法 75 条 1 項）(72)。外部通勤作業を実施する場合には、受刑者に「特別遵守事項」が告知され、この遵守が義務づけられる（同法 75 条 4 項～6 項。また、同法 152 条 2 項 1 号参照）。

v 作業報奨金 刑務作業を行った受刑者に対しては、一定の作業報奨金が釈放の際に更生資金として支給される（同法 77 条 1 項）(73)。作業報奨金は、作業の種類・内容および作業に要する知識・技能の程度などを考慮して法務大臣が定めた基準に従い、その作業の成績その他の就業に関する事項を審査して、毎月ごとに算出される（同法 77 条 2 項・3 項）(74)。また、釈放前の使用目的が相当なものと認められる場合（自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当など）には、その申出の額の全部または一部を釈放前に支給することができる（同法 77 条 4 項）(75)。

vi 手当金 刑事施設の長は、法務省令の定めに従い、次の場合に手当金を支給する（同法 79 条）。

手当金	死亡手当金-----受刑者が作業上死亡した場合 → その遺族などに支給する
	障害手当金-----作業上の負傷・疾病が治ったが身体に障害が残った場合 → 受刑者に支給する :ただし、作業上の負傷・疾病が本人の故意または重大な過失によるときは、全部または一部を支給しないことができる
	特別手当金-----作業上の負傷・疾病が釈放の時に治っていない場合 → 受刑者に支給する :その傷病の性質・程度などの状況を考慮して相当と認められるときに限られる

なお、国家賠償法・民法などの法律による損害賠償責任と、手当金の支給義務が、同一の事由に基づくときは、一方の価額の限度において他方を免れる（同法 80 条）。

III 指導 行刑において、受刑者の精神的・人格的な向上を図る作用を「教化」（行刑教化）という。このうち、教育・指導は、健全な社会人として更生させるために、きわめて重要となる(76)。矯正処遇には、作業のほか、改善指導と教科指導が含まれる（同法 61 条 1 項）。

i 改善指導 受刑者に対して、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識と生活環境を習得させるための指導を行う（同法 82 条 1 項）。特に、薬物に依存していること、暴力団員であること、その他法務省令で定める事情を有することにより改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、その事情の改善に資するよう特に配慮した指導を行う（同法 82 条 2 項）(77)。

従来、処遇類型別指導（覚せい剤乱用防止教育、暴力団離脱指導、窃盗防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、性犯罪者に対する再犯防止教育、社会適応訓練など）が、個々の刑事施設ごとにプログラムを組んで行われてきた。現在、薬物事犯受刑者に対する教育、被害者の視点を取り入れた教育、性犯罪者に対する再犯防止教育などについては、法務省矯正局において、科学的・体系的な標準的プログラムの策定作業が進められている(78)。

また、法務省から委託を受けた民間の「篤志面接委員」による面接相談（篤志面接）が行われ、ここでは、①被収容者の種々の悩みごとの相談・指導（家庭問題、職業問題、法律問題など）、②その他の問題（薬害、交通安全、断酒など）に関する指導やカウンセリングなどがなされている。さらに、民間の支援団体や自助グループの協力を得て、改善指導の強化が図られている（同法 67 条参照）(79)。

ii 教科指導 社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生および社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導を行う（同法 83 条 1 項）。また、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対して、その学力状況に応じた教科指導を行うことができる（同法 83 条 2 項）。教科指導は、学校教育法による学校教育の内容に準ずる指導であり、義務教育に限定されるものではない。それゆえ、受刑者の状況によっては、高等学校などの学科または教科に準ずる内容の指導を行うこともできる(80)。たとえば、簿記、ペン習字、調理師、販売士などに関する通信教育の講座を開講して指導し（通信教育指導）、また、パソコン指導を希望者に行い、検定試験を

受けられるところもある。

Ⅳ 外出と外泊 外出と外泊は、受刑者処遇法により初めて導入された制度である。仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役・禁錮の受刑者については、開放的施設において処遇を受けていること（同法 65 条 2 項）などの一定の事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、釈放後の住居・就職先の確保などの一身上の重要な用務を行い、保護司など更生保護に関係のある者を訪問するなど、釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出すること、または外泊すること（7日以内）を許すことができる（同法 85 条 1 項本文）（81）。外泊については、受刑者に係る刑が6月以上執行されている場合に限られる（同法 85 条 1 項但書）。また、外出・外泊の場合には、一定の特別遵守事項の遵守が義務づけられる（同法 85 条 2 項。また、同法 86 条、152 条 2 項 2 号参照）。

（10） 外部交通

受刑者に対しては、一定の要件の下で、外部交通（面会、信書の発受、電話等による通信）が許される。外部交通の禁止・差止め・制限をするにあたっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生および円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない（受刑者処遇法 88 条）（82）。監獄法においては、拘禁の本質が受刑者の社会からの完全な隔離にあることを前提として、受刑者の面会や信書の発受はもっぱら恩恵的かつ制限的にのみ認めていた。だが、受刑者処遇法においては、外部交通の上記の趣旨を重視し、外部交通の許容範囲を拡大している（83）。

I 面会 監獄法においては、面会の相手方は、原則として親族に限られていた（監獄法 45 条 2 項）。だが、受刑者処遇法においては、面会の相手方を次のように拡大している（受刑者処遇法 89 条）。

面会の 相手方	面会の申請をすれば面会が許される者（同法89条1項）
	①受刑者の親族-----婚姻届をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（1号）
	②受刑者の身分上、法律上または業務上の重大な利害に係る用務（婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持など）の処理のため面会することが必要な者（2号）
	③面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者-----受刑者の更生保護に関係のある者、釈放後に受刑者を雇用しようとする者など
	上記①②③以外の者から面会の申請があった場合（同法89条2項） → 面会を必要とする事情（交友関係の維持など）があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、面会が許される

刑事施設の長は、刑事施設の規律・秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施などの理由により必要があると認める場合には、指名する職員に、面会の立会い・面会状況の録音・録画をさせることができる（同法 90 条 1 項本文）。ただし、受刑者が次の①②の者と面会する場合には、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合以外は、職員による面会の立会いなどはできない（同法 90 条 1 項但書）。これにより、受刑者が受けた処遇に関し弁護士と面会する場合などには、原則として、秘密交通を保障した（84）。

職員の立会い等が	①受刑者が受けた処遇（刑事施設の長の措置など）に関し調査を行う国または地方公共団体の機関の職員
	②受刑者が受けた処遇に関し弁護士法3条1項に規定する職務を遂行する弁護士

刑事施設の職員は、受刑者または面会の相手方が次の①～⑦のいずれかに該当する行為または発言をした場合には、その行為・発言を制止し、またはその面会を一時停止することができる（同法 91 条 1 項前段）。この場合には、面会の一時停止のため、受刑者または面会の相手方に対し面会の場所から退出を命ずるなどの必要な措置をとることができる（同法 91 条 1 項後段）。また、刑事施設の長は、面会

が一時停止された場合に、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終了させることができる（同法 91 条 2 項）。

- | | |
|---------------|---|
| 面会の
一時停止事由 | ① 刑事施設の長が課した制限（同法 92 条 1 項）に違反する行為をした場合 |
| | ② 刑事施設の規律・秩序を害する行為をした場合 |
| | ③ 暗号の使用などの理由によって刑事施設の職員が理解できない発言をした場合 |
| | ④ 犯罪の実行を共謀し、あおり、または唆した場合 |
| | ⑤ 刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合 |
| | ⑥ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある場合 |
| | ⑦ 特定の用務の処理のため許された面会において、その処理に必要な範囲を明らかに逸脱する場合 |

刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、面会の態様（相手方の人数、面会の場所、面会日、時間帯、面会時間、回数など）について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる（同法 92 条 1 項）（85）。ただし、面会の回数は、1 ヶ月につき 2 回を下回ってはならない（同法 92 条 2 項）。

受刑者または面会の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会が許される（同法 103 条 1 項前段）。この場合に、発言内容を確認するため通訳が必要なときは、受刑者にその費用を負担させることができる（同法 103 条 1 項後段）。

II 信書の発受 受刑者による信書の発受は、原則として、禁止・差止め・制限をしてはならない（同法 93 条）。

刑事施設の長は、刑事施設の規律・秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施などの理由により必要と認められる場合には、指名する職員に、受刑者が発受する信書について検査を行わせることができる（同法 94 条 1 項）。だが、次の①～③の信書については、これらに該当することを確認するために必要な限度においてのみ検査を行う（同法 94 条 2 項本文）。ただし、③の信書について、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合には、この限りではない（同法 94 条 2 項但書）。

- | | |
|-----------|---|
| 検査を制限する信書 | ① 受刑者が国または地方公共団体の機関から受ける信書 |
| | ② 受刑者が受けた処遇に関し調査を行う国または地方公共団体の機関に対し発する信書 |
| | ③ 受刑者が受けた処遇に関し弁護士法 3 条 1 項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書 |

刑事施設の長は、刑事施設の規律・秩序を害し、または受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（犯罪性のある者など）との間における信書の発受を禁止することができる（同法 95 条本文）。ただし、受刑者の身分上、法律上または業務上の重大な利害に係る用務（婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持など）の処理のために行う信書の発受は、禁止されない（同法 95 条但書）。

刑事施設の長は、検査の結果、受刑者の発受する信書の全部または一部が次の①～⑥のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、または該当箇所を削除・抹消することができる（同法 96 条 1 項前段）。

- | | |
|--------------|--|
| 差し止め・
削除等 | ① 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき |
| | ② 発受によって、刑罰法令に触れ、または刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき |
| | ③ 発受によって、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき |
| 削除等 | ④ 威迫にわたる記述または明らかな虚偽の記述があるため、受信者を不安にさせ、または受信者に損害を被らせるおそれがあるとき |
| | ⑤ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき |
| | ⑥ 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき |

上記①～③の信書について、これらの確認の過程でその全部または一部が上記①～⑥のいずれかに該当することが判明した場合にも、同様の措置をとることができる（同法 96 条 1 項後段）。ただし、①受刑者が国または地方公共団体の機関に対して発し、その機関の権限に属する事項を含む信書、②受刑者が弁護士との間で発受し、受刑者に係る弁護士法 3 条 1 項に規定する職務に属する事項を含む信書については、その部分の全部または一部が上記①～③のいずれかに該当する場合に限り、発受の差止めまたは該当部分の削除・抹消を行うことができる（同法 96 条 2 項）。なお、発受の禁止・差止めまたは該当部分の削除・抹消をした信書の取扱いについては、受刑者処遇法 99 条参照。

刑事施設の長は、法務省令の定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領、通数、受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる（同法 97 条 1 項）。ただし、受刑者が発する信書の通数は、1 が月につき 4 通を下回ってはならない（同法 97 条 2 項）。なお、受刑者が作成した文書・図画を他の者に交付することを申請した場合にも、受刑者が発する信書に準じて、同様の措置がとられる（同法 100 条）。

Ⅲ 電話等による通信 電話等による通信は、監獄法では認めていなかったが、受刑者処遇法ではこれを認めている(86)。受刑者が開放的処遇を受けていることなどの一定の事由に該当する場合に、その者の改善更生または円滑な社会復帰に資するなど相当と認められるときは、政令で定める電気通信の方法（電話など）による通信が許される（同法 101 条）(87)。ただし、刑事施設の規律・秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施などの理由により必要がある場合には、通信内容を確認するため、職員にその通信を受けさせまたはその内容を記録させることができる（同法 102 条）。

(11) 賞罰

I 褒賞 刑事施設の長は、受刑者が次の①～③の事由に該当する場合には、賞金・賞品その他の方法により褒賞を行うことができる（受刑者処遇法 104 条）。

褒賞事由	①人命を救助したとき
	②災害時における応急の用務（同法59条1項）に服して、功労があったとき
	③賞揚に値するその他の行為をしたとき

Ⅱ 懲罰 懲罰は、行政上の制裁としての秩序罰であり、刑罰ではない。だが、懲罰は、受刑者に対する不利益な処分である。そこで、受刑者処遇法では、懲罰の事由を明確にし、人道的見地から問題のある運動の停止・減食・重屏禁という懲罰を廃止し、また、閉居罰を受けている間に停止される行為を明確化するなどの改正を行っている(88)。

i 懲罰事由 刑事施設の長は、受刑者が次の①～④の反則行為をした場合には、懲罰を科すことができる（同法 105 条 1 項）。

懲罰事由	①遵守事項（同法51条2項）を遵守しなかった場合
	②外部通動作業における特別遵守事項（同法75条4項・5項）を遵守しなかった場合
	③外出・外泊における特別遵守事項（同法85条2項）を遵守しなかった場合
	④刑事施設の職員が行った指示（同法51条3項）に従わなかった場合

懲罰を科すにあたっては、反則行為をした受刑者の年齢・心身の状態・行状、反則行為の性質・軽重・動機、刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその受刑者の態度、懲罰がその受刑者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない（同法 105 条 2 項）。また、懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない（同法 105 条 3 項）。

ii 懲罰の種類 懲罰の種類として、次の①～⑥のものがある（同法 106 条 1 項）。

- | | |
|-------|--|
| 懲罰の種類 | ①戒告 |
| | ②請願作業（同法72条）の10日以内の停止 |
| | ③自弁の物品の使用・摂取（同法18条）の一部または全部の15日以内の停止 |
| | ④書籍等の閲覧の一部または全部の30日以内の停止 |
| | ⑤作業報奨金の計算額の3分の1以内の削減（89） |
| | ⑥30日以内の閉居罰-----20歳以上の受刑者につき特に情状が重い場合には、60日以内の閉居罰 |

上記②～⑤の懲罰は2種類以上を併科することができ、⑥の閉居罰は⑤の懲罰と併科することができる（同法 106 条 2 項）。

iii 閉居罰の内容 閉居罰（上記⑥）においては、次の行為を停止し、居室内において謹慎させる（同法 107 条 1 項）。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 閉居罰に伴う停止 | 自弁の物品の使用・摂取（同法18条）の停止 |
| | 宗教上の儀式行事への参加または他の受刑者と共に受ける宗教教誨の停止 |
| | 書籍等の閲覧の停止 |
| | 自己契約作業の停止 |
| | 面会の停止-----ただし、同法107条1項5号参照 |
| | 信書の発受の停止-----ただし、同法107条1項6号参照 |

閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行う（同法 107 条 2 項）。また、健康の保持に支障をきたさない限度において、運動を制限する（同法 107 条 3 項）(90)。

iv 反則行為に係る物の収奪 刑事施設の長は、懲罰を科す場合に、刑事施設の規律・秩序を維持するため必要があるときは、次の①～④の物を国庫に帰属させることができる（同法 108 条本文）。ただし、反則行為をした受刑者以外の者に属する物は除外される（同法 108 条但書）。

- | | |
|-------|--|
| 収奪の対象 | ①反則行為を組成した物 |
| | ②反則行為の用に供し、または供しようとした物 |
| | ③反則行為によって生じた物、反則行為によって得た物、または反則行為の報酬として得た物 |
| | ④上記③の物の対価として得た物 |

v 反則行為の調査 刑事施設の長は、受刑者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無、考慮すべき情状（同法 105 条 2 項の事情）、反則行為に係る物の収奪処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない（同法 109 条 1 項）。反則行為を調査するため必要があるときは、（i）刑務官に、受刑者の身体・着衣・所持品・居室を検査させ、その所持品を取り上げて一時保管させることができる（同法 109 条 2 項）。（ii）反則行為をした疑いのある受刑者を隔離することができる（同法 109 条 3 項）。隔離の期間は、2 週間とする（同法 109 条 4 項本文）。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、2 週間に限り延長することができる（同法 109 条 4 項但書）。

vi 懲罰を科する手続 刑事施設の長は、聴取をする 3 人以上の職員を指名した上で、受刑者に対して弁解の機会を与えなければならない（同法 110 条 1 項前段）。この場合には、受刑者に対し、あらかじめ書面で、弁解をすべき日時または期限、および懲罰の原因となる事実の要旨を通知するとともに、受刑者を補佐すべき者を職員のうちから指名しなければならない（同法 110 条 1 項後段）(91)。指名を受けた職員は、懲罰を科すことの適否および懲罰の内容について協議し、これらの事項に関する意見および受刑者の弁解内容を記載した報告書を、刑事施設の長に提出しなければならない（同法 110 条 2 項）。

vii 懲罰の執行 刑事施設の長は、懲罰を科すときは、受刑者に対し、懲罰の内容および懲罰の原

因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をする（同法 111 条 1 項本文）。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、またはその全部または一部の執行を免除することができる（同法 111 条 1 項但書）。刑事施設の長は、閉居罰の執行にあたっては、受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない（同法 111 条 2 項）。

(12) 不服申立て(92)

I 審査の申請 刑事施設の長による次の①～⑮の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる（同法 112 条 1 項）。審査の申請は、行政不服審査法における審査請求の特例ともいえるべきものであり、刑事施設の長による処分性をもった行為を対象としている。

審査の 申請対象	① 領置金の使用の不許可（同法26条）、保管私物・領置金品の交付の不許可（同法27条）
	② 指名医による診療の不許可（同法40条1項）、その診療の中止（同法40条4項）
	③ 1人で行う宗教上の行為の禁止・制限（同法44条）
	④ 自弁の書籍等の閲覧の禁止・制限（同法47条1項）、新聞紙の取得の制限（同法48条）
	⑤ 自弁の書籍等の翻訳に関する費用負担（同法47条2項）
	⑥ 隔離（同法53条1項）
	⑦ 作業報奨金の支給に関する処分（同法77条1項）
	⑧ 障害手当金の支給に関する処分（同法79条2項、59条2項）
	⑨ 特別手当金の支給に関する処分（同法79条4項、59条2項）
	⑩ 信書の発受または文書・図画の交付の禁止・差止め・制限（同法95条、96条、97条1項、100条） ⑪ 信書の全部もしくは一部または複製の引渡しをしない処分（同法99条3項）
	⑫ 外国語による面会・通信における通訳・翻訳に関する費用負担（同法103条1項）
	外国語による信書の発受における翻訳に関する費用負担（同法103条2項）
	⑬ 懲罰（同法105条）（93）
	⑭ 反則行為に係る物の国庫への帰属処分（同法108条）
	⑮ 反則行為の調査の際における隔離（同法109条3項）

審査の請求手続については、受刑者処遇法 112 条 2 項、113 条参照。また、この手続に関しては、行政不服審査法の規定が準用される（受刑者処遇法 113 条 3 項、114 条）。救済の可能性がない場合（懲罰の執行が既に終了した場合など）には、行政不服審査法における審査請求と同様に、申請は却下されることになる(94)。

矯正管区の長による調査と裁決については、受刑者処遇法 115 条、116 条参照。矯正管区の長による裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査を申請することができる（同法 117 条）。審査の申請は、二審制となっている。

II 事実の申告 受刑者は、自己に対して刑事施設の職員が次の①～③の行為を行ったときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる（同法 118 条）。事実の申告は、刑事施設の職員による違法または不当な事実行為を対象としている。

事実の 申告対象	① 身体に対する違法な有形力の行使
	② 違法または不当な捕縛・手錠・拘束衣の使用
	③ 違法または不当な保護室への収容

矯正管区の長による事実の確認と措置の通知については、受刑者処遇法 119 条参照。受刑者は、矯正

管区の長による通知内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、法務大臣に対して事実を申告することができる（同法 120 条 1 項）。

Ⅲ 苦情の申出 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる（同法 121 条 1 項）。

また、受刑者は、自己が受けた処遇について、口頭または書面で、実地監査を行う監査官または刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる（同法 122 条 1 項、123 条 1 項）。苦情の申出は、刑事施設の職員による処遇の全般を対象とする。苦情の申出については、審査の申請および事実の申告とは異なり、受刑者の処遇に関する申出であれば足り、申出の期間の制限もない。それゆえ、審査の申請または事実の申告の対象について申請・申告の期間を過ぎた場合であっても、受刑者は苦情の申出をすることができる(95)。

刑事施設の長は、受刑者が審査の申請、事実の申告または苦情の申出をするにあたり、その内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない(同法 124 条 1 項)。また、刑事施設の職員は、受刑者が審査の申請、事実の申告または苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な扱いをしてはならない（同法 125 条）(96)(97)。

4 あとがき

本稿は、平成 16 年 12 月 1 日に、佐賀大学経済学部地域経済研究センターで行われた「麓刑務所見学のための事前学習会」における報告原稿に加筆・修正をしたものである。麓刑務所の見学は、事前講習会の 1 週間後の平成 16 年 12 月 8 日に、同センター主催の「ウォッチング佐賀麓刑務所に学ぶ」として実施された。当日は、佐賀大学経済学部法務管理コースの法学概論Ⅱの受講生を含め、意欲的な学生約 40 名とともに、同刑務所における重要な各施設の現状と実態を視察することができ、きわめて有意義であった。

見学先では、まず、同刑務所内の会議室において、見学申請者の確認と見学時の注意を受けた後、次の順序で施設内を見学した。①食堂と朝食・昼食・夕食のサンプル、②刑務作業の工場（生産作業としての官服の縫製作業・紙細工の製作作業、自営作業としての洗濯作業）、③教育指導のための教室、④教化場・教誨堂（クリスマス会の準備中であった）、⑤共同浴場、⑥独居房と雑居房、⑦美容室などである。また、建物の外から教示を受けた個別施設として、⑧病棟、⑨釈放前に収容される家庭寮などがある。

事前学習会においては、行刑法に関する基礎知識を概観するにとどまったが、しかし、監獄法改正の直前の時期であったことから、参加者の中には、行刑の具体的なあり方について積極的な関心を有する者も多くみられた。今回の参加者の方々には、さらに引き続き、刑事施設における被収容者の処遇と人権をめぐる刑事法上の諸問題に関し、さまざまな角度から問題意識を深めていただきたいと願う次第である。そのため、本稿では、監獄法改正後の新法における「受刑者の処遇」の内容を中心に整理することとした。また、本稿の注に挙げた文献・資料などをも参照していただければ幸いである。

最後に、今回の麓刑務所の施設見学のための企画と諸手続に関して、御多忙の中、多大な御配慮と御尽力をいただいた佐賀大学経済学部榎澤秀木教授、同岩本諭教授および佐賀大学経済学部地域経済研究センター池田智子助手に、この場をおかりし、心より感謝の意を申し上げたい。

注

(1) 被収容者の収容分類級を示した全国の「刑務所一覧」として、<http://cmcontents.s20.xrea.com/law/keimusho.html>、または、<http://koryu.easter.net.jp/keimusholist.htm> 参照。また、わが国の刑務所について、分かりやすく解説したものとして、菊田幸一『日本の刑務所』（岩波新書、2002 年）、坂本敏夫「刑務官から見た日本の監獄」海渡雄一編／監獄人権センター企画『監獄と人権』（1995 年）173 頁以下、同『元刑務官が語る刑務所』（三一書房、1997 年）、同『元刑務官が明かす刑務所のすべて衣・食・住から堀の中の犯罪まで／実録・獄中生活マニュアル』（日本文芸社、2001 年）、佐藤友之『日本の監獄』（三一書房、1992 年）など参照。

(2) 福島県福島市にある福島刑務所内には、500人規模の女子刑務所が設けられている。福島刑務所については、特集「これが福島刑務所の全容だ！『マンモス刑務所』の裏側に迫る！不安募る福島刑務所周辺の住民たち」月刊建設メディア所収 <http://www.medianetplan.com/031010/001.html> を参照されたい。

なお、女子刑務所における受刑者の処遇については、たとえば、青野友美「女性であり外国人である受刑者とともに過去20年を振り返って」犯罪と非行141巻65頁以下、柏原智子「女子犯罪と成人矯正」犯罪と非行138巻45頁以下、福地美恵子「女子刑務所における高齢受刑者処遇についての一考察」刑政113巻6号(2004年)34頁以下参照。また、坂田敏夫『元刑務官が明かす女子刑務所のすべて』(日本文芸社、2002年)、藤木美奈子『女子刑務所女性看守が見た泣き笑い全生活』(講談社文庫、2001年)など参照。

(3) 麓刑務所「施設のしおり」参照。

(4) 大橋哲「国民に理解され、支えられる刑務所へ」法律のひろば58巻1号(2005年)41頁。また、麓刑務所を含めた女子刑務所の過剰収容の問題については、たとえば、外山ひとみ「刑務所がパンクする」AERA2002年4月8日 http://www.carlos.or.tv/essay-j/prison_problem_jp.html 参照。

さらに、過剰収容の問題については、とりわけ、鮎川潤「平成16年版犯罪白書を読んで矯正施設の過剰収容と高齢受刑者の問題を中心に」法律のひろば58巻1号(2005年)4頁以下、宇川春彦「犯罪多発社会における過剰収容」法律のひろば58巻1号(2005年)26頁以下、小池振一郎「刑事施設・受刑者処遇法成立の意義」法律のひろば58巻8号(2005年)54頁以下、藤本哲也「我が国の矯正処遇の現状と今後の課題」法律のひろば58巻8号(2005年)39頁以下、前田雅英「犯罪増加と矯正施設の過剰収容」法律のひろば58巻1号(2005年)18頁以下、監獄人権センター2001年総会報告「過剰拘禁問題について」<http://www.jca.apc.org/cpr/nl29/kokin.html> 参照。

(5) 大橋・前掲法律のひろば58巻1号41頁以下。

麓刑務所における受刑者が犯した犯罪の内容については、薬物事犯(特に、覚せい剤取締法違反)が約6割、窃盗が約3割を占めており、さらには、詐欺・横領などの財産犯、傷害・殺人などの人身犯罪、放火などの公共危険罪を含めた重大な犯罪を犯した者もいるとされている。それゆえ、判決において言い渡された刑期は、懲役3年から無期懲役までさまざまである。被収容者の年齢も、20歳代前半から80歳代に及んでいる。浴野朝香「女性受刑者～佐賀・麓刑務所 03. 10. 15」読売新聞掲載記事 <http://kyusyu.yomiuri.co.jp/spe-3/rupe03/rupe031015.htm> 参照。さらに、麓刑務所については、重川英介「あなたに会いたい・九州 on the road

【鹿島市一鳥栖市】女子刑務所『つらい、でも償いたい』」西日本新聞掲載記事 <http://www.nishinippon.co.jp/news/2004/aitai/archive/part2/part1/kiji/37.html>、小林明子「刑務所の朗読指導で感謝状／佐賀」毎日新聞掲載記事 <http://www.mainichi.co.jp/universalon/clipping/200308/012.html>、「射程刑務所にも治療の視点を」熊本日日新聞掲載記事 <http://www.kumanichi.co.jp/iken/iken20040225.html> など参照。

(6) 今回の見学の時点では、旧「監獄法」がまだ施行されていた。監獄法5条では、監獄ノ参観ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正当ノ理由アリト認ムル場合ニ限り法務省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得」と定めていた。その後、平成17年5月に旧監獄法は大改正され、その法律名も「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」と改称された。また、この改正により、刑事施設における受刑者の処遇に関して、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が制定された(以下では「受刑者処遇法」ともいう)。同法12条では、参観について、「刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる」と規定している。

なお、広く国民に行刑行政を広報するため、広報用のビデオを上映するなどして行刑運営の実情を説明し、被収容者が所在しない場所での見学を実施するという、広報のための施設見学の制度も運用されている。この点につき、富山聡「行刑改革の進展法改正を待たずに実施した改革について」法律のひろば58巻8号(2005年)36頁。

(7) 刑務作業を行っている最中にも、受刑者には規律が課されている。たとえば、作業中にわき見

をただで規律違反とするような厳格な刑務所もある。こうした場合には、私たち参観者の不用意な言動を契機としてわき見を誘発すれば、受刑者に懲罰を受けさせてしまうおそれもある。菊田『日本の刑務所』前掲書 136 頁以下、146 頁以下、157 頁参照。

(8) この点につき、川出敏裕「監獄法改正の意義と今後の課題」ジュリスト 1298 号 (2005 年) 25 頁以下。また、受刑者処遇法 14 条における「受刑者の処遇の原則」参照。

(9) 「刑法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 156 号)が、平成 16 年 12 月 1 日に第 161 回国会(臨時会)において成立し(平成 16 年 12 月 8 日公布)、平成 17 年 1 月 1 日に施行された。これにより、有期懲役および有期禁錮の上限が 15 年から 20 年に引き上げられた(刑法 12 条 1 項、13 条 1 項)。

(10) 刑法 12 条における「所定の作業」には、刑務作業以外の処遇も含まれると解するのが、通説的理解である。

16 歳未満の少年が懲役・禁錮の言渡しを受けた場合には、16 歳に達するまでの間、刑事施設ではなく、少年院に收容してその刑を執行する(少年法 56 条 3 項)。この場合には、少年が懲役受刑者であっても刑務作業は課されず、矯正教育を受ける。

(11) 仮釈放について詳細には、たとえば、松本一郎『戦後の量刑傾向と行刑の実際』司法研究報告書 14 輯 6 号 (1964 年) 86 頁以下、森本益之「受刑者の仮釈放」同『行刑の現代的展開監獄法改正と行刑の社会化』(1985 年) 255 頁以下および同所引用の文献参照。

(12) 仮釈放の手続については、さらに、犯罪者予防更生法 12 条以下、28 条以下、受刑者処遇法 126 条参照。少年の仮釈放については、少年法 58 条参照。

(13) 犯罪者予防更生法 18 条以下、33 条以下、保護司法 1 条以下参照。

(14) 仮釈放の取消しの要件については、刑法 29 条参照。仮釈放の取消しの手続については、犯罪者予防更生法 44 条、45 条参照。

(15) また、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をあわせて、「矯正施設」という。これらの矯正施設は、法務省が所管し、その内部部局である「矯正局」および地方分局である「矯正管区」(全国に 8 カ所)が指導・監督にあっている。

(16) また、「刑務所」という語は、個々の刑事施設(監獄)を管理する行政庁の名称として用いられることもある。この点につき、小野清一郎＝朝倉京一『改訂監獄法〔復刊新装版〕』(2000 年) 6 頁以下。

(17) 森井暲「拘禁の形態」吉川経夫編『刑事政策講義』(1970 年) 235 頁参照。

(18) 被收容者の自殺の問題については、たとえば、監獄人権センター 2001 年総会報告・前掲 <http://www.jca.apc.org/cpr/nl29/kokin.html> 参照。

(19) 坂本『元刑務官が明かす刑務所のすべて』前掲 54 頁。

(20) 浴野・前掲 <http://kyusyu.yomiuri.co.jp/spe-3/ruo03/ruo031015.htm> 参照。

(21) 監獄法の制定により、監獄則(明治 5 年成立)が廃止された。

(22) 詳しくは、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 2 頁以下参照。また、監獄法施行規則の改正経過については、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 4 頁以下参照。

(23) とりわけ、北村篤「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の成立」ジュリスト 1298 号 (2005 年) 6 頁、同「監獄法改正刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の成立」法律のひろば 58 巻 8 号 (2005 年) 4 頁。

(24) 「刑事施設法案」は、警察庁立案の「留置施設法案」とあわせて国会に提出された。これらの法案はあわせて「拘禁二法案」と呼ばれている。

監獄法の改正の経緯については、とりわけ、北村・前掲ジュリスト 1298 号 6 頁以下、同・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 4 頁以下、鴨下守孝「行刑法改正の経緯とその問題点(その 1)」矯正講座 26 号 (2005 年) 15 頁以下参照。

監獄法の改正に向けた議論として、とりわけ、石原明「受刑者の法的地位考察の方法論将来の行刑のために」刑法雑誌 21 巻 1 号 (1976 年) 1 頁以下、中山研一＝前野育三「戦後の監獄法改正と要

綱案」法律時報 53 巻 1 号（1981 年）132 頁以下、平野龍一「刑事施設法の基本問題」法学協会編『法学協会百周年記念論文集第 2 巻』（1983 年）759 頁以下、福田雅章「受刑者の法的地位と『要綱案』」ジュリスト 712 号（1980 年）40 頁以下、前野育三「刑事施設法案の問題点」法律時報 60 巻 3 号（1988 年）30 頁以下、宮澤浩一「受刑者処遇制度」法律のひろば 35 巻 8 号（1982 年）4 頁以下、森下忠「受刑者処遇制度の新展開」法律のひろば 40 巻 8 号（1987 年）24 頁以下、森本益之「監獄法改正と開放処遇」前掲書 87 頁以下、同「監獄法改正作業の批判的検討」前掲書 309 頁以下、吉岡一男「刑事施設と刑事拘禁」同『自由刑論の新展開』（1997 年）99 頁以下、102 頁以下、同「行刑モデルと監獄法改正」前掲書 117 頁以下、同「監獄法改正と刑務作業」前掲書 139 頁以下、同「刑事施設法の基本的内容」前掲書 170 頁以下、同「ワークショップ『被拘禁者処遇』について」前掲書 229 頁以下、刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ監獄法改正をめぐる』（2005 年）、特集「監獄法の改正問題」ジュリスト 497 号（1972 年）15 頁以下、特集「監獄法改正」ジュリスト 614 号（1976 年）84 頁以下、特集「監獄法改正をめぐる」法律のひろば 29 巻 7 号（1976 年）4 頁以下、特集「監獄法改正について」法律時報 48 巻 7 号（1976 年）8 頁以下および同所引用の文献参照。

さらに、監獄内における被収容者の人権侵害の問題に関しては、とりわけ、ヒューマン・ライツ・ウォッチ『監獄における人権／日本』（1995 年）、「NPO 法人監獄人権センター」（Center for Prisoners' Rights (CPR)）のホームページ <http://www.jca.apc.org/cpr/main.html>、海渡雄一編／監獄人権センター企画『監獄と人権』（1995 年）参照。また、安土茂『刑務所特別房残酷』（2000 年）、監獄法改悪とたたかう獄中者の会『全国監獄実態〔増補新装版〕』（1996 年）など参照。

また、行刑改革に向けた近時の動向として、①平成 15 年 2 月 13 日に、法務大臣の指示に基づき、行刑施設の運営のあり方を全体的に徹底して見直すため、名古屋刑務所における受刑者死傷事件の原因を解明して国民の不信を払拭するための調査を行い、再発防止策の検討・策定を目的として、「行刑運営に関する調査検討委員会」が設置された。同委員会における議事概要と報告の内容に関しては、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOUKEI/index.html> 参照。②平成 15 年 3 月 31 日に、「行刑運営に関する調査検討委員会」による中間報告を受けて、法務大臣の指示により、「行刑改革会議」が設置された。同会議における議事の概要に関しては、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOUSEI/KAIGI/index.html> 参照。③平成 15 年 12 月 22 日に、「行刑改革会議」によって行刑改革の指針となる提言（「行刑改革会議提言国民に解され、支えられる刑務所へ理」）がとりまとめられたことを受けて、法務省内に「行刑改革推進委員会」が発足し、「行刑改革会議」の相談役・委員による行刑改革推進委員会顧問会議が開かれている。同委員会顧問会議の議事内容に関しては、<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KOMON/index.html> 参照。また、④代用監獄制度の問題を中心に、法務省、警察庁、日本弁護士連合会の三者により監獄法改正の枠組みについて協議（三者協議会）が平成 16 年 7 月から行われている。なお、⑤行刑改革会議の立上げから受刑者処遇法の成立までの間に実施した改革については、富山・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 33 頁以下参照。

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」は、平成 17 年 3 月 11 日の閣議を経て、同年 3 月 14 日に第 162 回国会（常会）に提出され、同年 4 月 14 日に衆議院において一部修正の上で可決され、同年 5 月 18 日に参議院においてその内容で可決され、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（受刑者処遇法）が成立した（平成 17 年 5 月 18 日成立、同年 5 月 25 日公布、平成 18 年 5 月 24 日施行）。衆議院における修正点については、北村・前掲ジュリスト 1298 号 8 頁、北村・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 6 頁、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 56 頁参照。

また、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行期日を定める政令」（平成 18 年政令第 191 号）、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行令」（平成 18 年政令第 192 号）、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 18 年政令第 193 号）が、平成 18 年 5 月 8 日に公布された。

受刑者処遇法の内容に関しては、川出・前掲ジュリスト 1298 号 25 頁以下、北村・前掲ジュリスト 1298 号 8 頁以下、同・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 6 頁以下、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 48 頁以下、名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」ジュリスト 1298 号（2005 年）

11 頁以下、名取俊也＝南ゆり「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」法律のひろば 58 巻 8 号（2005 年）9 頁以下、名執雅子「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における改善指導等の充実について」法律のひろば 58 巻 8 号（2005 年）24 頁以下、林眞琴「刑事施設受刑者処遇法の解説」自由と正義 56 巻 9 号（2005 年）32 頁以下参照。また、受刑者処遇法の問題点については、とりわけ、土井政和「受刑者処遇法にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義 56 巻 9 号（2005 年）22 頁以下、特に 24 頁以下参照。

なお、平成 18 年 3 月 13 日、第 164 回国会（常会）に、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出された。同法案は、受刑者以外の被収容者（未決拘禁者等）の処遇に関する刑事被告人法を改正して、受刑者処遇法との均衡を図りつつ統合することを目的としている。これにより、受刑者処遇法の題名を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改め、また、刑事被告人法を廃止することを内容としている。同法案に対しては、日本弁護士連合会「未決拘禁法案（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案）についての日弁連の意見」<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060316.html> 参照。

(25) 受刑者の処遇の概念については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 25 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 13 頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 12 頁など参照。

(26) 刑事施設視察委員会については、とりわけ、川出・前掲ジュリスト 1298 号 33 頁以下、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 54 頁、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 29 頁以下、名取・前掲ジュリスト 1298 号 12 頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 10 頁以下、林・前掲自由と正義 56 巻 9 号 33 頁以下参照。

(27) 個別処遇の原則および受刑者の主体性の尊重については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 26 頁、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 49 頁以下、名取・前掲ジュリスト 1298 号 13 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 12 頁。

(28) かつての監獄法の下では、衣類臥具、糧食・飲料の給与・貸与に関する若干の規定が置かれているだけで、自弁を認める物品の範囲などを含め、細部については、「被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則」（以下では「物品規則」という）などにより規制されていた。受刑者処遇法においては、受刑者に支給・貸与する物品の範囲を明確にしたほか、自弁できる物品の範囲を拡大した（下着以外の衣類や食料・飲料についても自弁が認められる）。また、自弁の要件について、従来は、「管理運営上死傷を生ずるおそれがなく、かつ、その者の改善更生に資すると認める場合」（物品規則 14 条）としていたが、「処遇上適当と認めるとき」（受刑者処遇法 18 条）に変更した。これらの点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 13 頁、名取＝南・法律のひろば 58 巻 8 号 12 頁。

(29) 差入れに関する手続に関しては、法務省矯正局・前掲 <http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KAIZEN/kaizen01.html> 参照。

(30) 監獄法は、原則として、監獄内における在監者の物品のすべてについて領置するものとしていた（監獄法 51 条、監獄法施行規則 148 条）。また、「被収容者の領置物の管理に関する規則」（平成 9 年法務省令第 48 号）参照。こうした全件領置主義の下では、刑事施設の長は、在監者の物品の所在などについて正確に把握する必要が生ずるため、居室内での自弁物品の使用を認める際などにも、領置倉庫からの物品の出入れの状況を記録するなどの事務が必要になり、その事務の負担が膨大なものとなっていた。この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 14 頁、名取＝南・法律のひろば 58 巻 8 号 12 頁。

(31) 戸外運動の実情と問題性については、菊田『日本の刑務所』前掲 62 頁以下、名取・前掲ジュリスト 1298 号 15 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 13 頁、益永利明「監獄の中からの告発東京拘置所・死刑確定者からの訴訟リポート」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 95 頁以下参照。

(32) 監獄法施行規則では、最低限必要な入浴の回数として、6 月～9 月の期間は 5 日ごとに 1 回、10 月～5 月の期間は 7 日ごとに 1 回と規定していた（監獄法施行規則 105 条但書）。もともと、判例では、監獄法施行規則 105 条但書は単なる訓示規定であると解するものが多い。この点につき、菊田『日

本の刑務所』前掲 161 頁。

(33) 刑務所内には、医療に関する専門の部課があり、医師・看護師・その他の医療専門職員がいる。受刑者の診療等は、その特殊性（作業の免脱、集団生活からの逃避、刑の執行停止等を目的とする詐病の訴えが多いことなど）に関する十分な理解に基づくことを必要とするため、診療等を行う医師等も刑事施設の職員であることを原則としている。この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 15 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 13 頁。また、この医師の採用については、法務省矯正局「矯正施設の医師の採用について」<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyousei14.html> 参照。さらに、刑事施設における医療をめぐる諸問題については、菊田『日本の刑務所』前掲 32 頁以下、68 頁以下、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 53 頁以下参照。

(34) この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 16 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 14 頁。

(35) 小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 255 頁。

(36) 教誨師については、法務省矯正局「矯正を支えるボランティア」<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyousei09.html> 参照。また、宗教教誨については、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 255 頁以下、258 頁、正木亮『監獄法概論〔全訂改版〕』（1933 年）127 頁以下、130 頁以下、同「行刑法」末弘殿太郎ほか編『新法學全集第 18 巻刑事法』（1937 年）58 頁以下、柳本正春「矯正的処遇」同『拘禁処遇の理論と実践改善主義の台頭と停滞 1987 年』102 頁以下、吉岡「宗教教誨の力の源泉」前掲書 128 頁以下および同所引用の文献参照。また、坂本『元刑務官が明かす刑務所のすべて』67 頁以下参照。なお、教誨師の側においても、宗教教誨の手法に関して独自に研修会を行っている。たとえば、日蓮宗新聞 1997 年 11 月 1 日 <http://www.genshu/gr.jp/DPJ/paper/1997/97110106.htm> 参照。

従来、宗教教誨は、その実施の態様により、(a) 集合教誨、(b) 特殊教誨、(c) 個人教誨に区別されてきた。(a) は、希望者を教誨堂に集合させて行う各宗派の教義に基づく教誨であり、法話・講話などが中心となる。また、彼岸法要（仏教）、大祓（神道）、クリスマス（キリスト教）などの行事が行われる。作業終了後の平日の夕刻、土曜日の午後または休日に実施されるのが通常である。

(b) は、特殊な場合に行う教誨である。たとえば、①受刑者が父母の訃報に接して就業を免除されたときは、「遭喪教誨」がなされる（監獄法施行規則 82 条参照）。また、②受刑者が死亡したときは、本人と縁故のある受刑者を集めて棺の前で「棺前教誨」がなされる（監獄法施行規則 84 条参照）。(c) は、各個人に対する宗教教誨である。これは、①病室（病監）に収容された受刑者、②独居拘禁とされた受刑者、③刑事被告人に対して、その居所においてなされる（監獄法施行規則 81 条参照）。なお、(c) は、宗教教誨だけでなく、一般教誨としてなされることもある。

また、宗教を基本としないその他の方法による徳性の陶冶または精神的・倫理的な教化指導（一般教誨）も行われてきた。これは、広く各方面の名士または学識経験者に委嘱して行われる。なるべく外部から適切な講師を招いて行い、職員が行うとしても、その内容が特定の宗教に偏向しないように配慮される。一般教誨は、その実施の態様により、(a) 総集教誨、(b) 特殊教誨、(c) 個別教誨に区別される。(a) は、被収容者全員を対象とした、学識経験者などによる講演や訓話をいう。(b) は、式場教誨（恩赦や仮釈放・仮出場の申渡しを行う場合、賞表付与や進級の場合など）、慰問などの特殊な場合に行うものをいう。(c) は、各個人に対して随時行われる一般教誨（教化）をいう。

一般教誨については、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 258 頁、田中一哉「犯罪者はどのように処遇されているか？」三井誠＝曾根威彦＝瀬川晃編『入門刑事法〔補訂版〕』（2002 年）213 頁、正木『監獄法概論〔全訂改版〕』前掲 130 頁、131 頁以下、同「行刑法」末弘ほか編・前掲書 58 頁。

(37) 監獄法令との対比につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 31 頁。また、制限の基準については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 31 頁以下。

(38) 図書の閲読については、とりわけ、正木『監獄法概論〔全訂改版〕』前掲 137 頁以下、同「行刑法」末弘ほか編・前掲書 61 頁以下、森本「刑務所収容関係の性質と受刑者の図書閲読の自由」前掲

書 103 頁以下および同所引用の文献参照。

(39) 監獄法との対比につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 32 頁。また、刑事施設法案との対比につき、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 25 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 16 頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 15 頁参照。

(40) この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 17 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 15 頁。

(41) 監獄法においては、防声具の使用も認めていたが（監獄法施行規則 50 条）、受刑者処遇法においては、刑事施設に代用される警察留置場以外では、防声具の使用は認めないこととした（受刑者処遇法 149 条参照）。防声具の廃止につき、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 53 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 18 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 16 頁。

(42) 昼夜、他者との接触をさせず、また、防音設備を備え、自傷の危険が少なくなるような特殊な設備を備えた居室（保護房）に収容する。こうした処遇を、昼夜独居拘禁という。この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 17 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 16 頁。また、昼夜独居拘禁、特に、昼夜厳正独居拘禁における従来の実情と問題性については、菊田『日本の刑務所』前掲 148 頁以下、特に 164 頁以下、田鎖麻衣子「『報復』としての保護房・革手錠横浜刑務所・看守暴行事件」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 67 頁以下、福島武司「恒常化する暴行・保護監房監禁のパターン府中刑務所・看守暴行事件」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 55 頁以下、丸山康男「監獄のなかの監獄旭川刑務所・厳正独居拘禁裁判」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 137 頁以下参照。

なお、保護房への収容に関する行刑改革として、①平成 15 年 9 月から、保護房使用件数などについて、定期的（月 1 回）に、各矯正管区において公表することとした。②平成 16 年 1 月から、保護房収容中およびその解除後おおむね 1 週間以内の死亡等の個別事案については、事案が発生した都度、各行刑施設においてその概要を公表することとした。また、③平成 16 年 4 月から、保護房収容の開始から終了までの保護房内の状況をすべてテレビカメラにより録画することが義務づけられた。さらに、④府中刑務所と大阪医療刑務所において、保護房のリニューアルの試行などがなされている。これらの点につき、富山・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 33 頁以下参照。

(43) 隔離の期間または保護室への収容期間については、名取・前掲ジュリスト 1298 号 17 頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 16 頁参照。

(44) この点につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 28 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 18 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 17 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 24 頁。

また、改善指導・教科指導を受ける義務の是非および懲罰との関係をめぐる議論として、とりわけ、川出・前掲ジュリスト 1298 号 28 頁以下、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 26 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 25 頁、藤井剛「分類処遇制度の課題と『処遇困難者』の処遇」前掲『刑務所改革のゆくえ』29 頁参照。

(45) 処遇要領については、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 26 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 26 頁。

(46) こうした専門的知識・技術を有する指導者の確保・育成が重要となる。この点につき、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 26 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 31 頁。

(47) この点につき、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 24 頁、25 頁。

(48) 釈放前教育については、とりわけ、柳本「矯正の処遇」前掲書 105 頁以下参照。(49) 個別処遇の原則と集団処遇の関係については、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 26 頁。

(50) 分類処遇については、とりわけ、松本一郎『戦後の量刑傾向と行刑の実際』司法研究報告書 14 輯 6 号（1964 年）49 頁以下、柳本正春「分類処遇の展開」前掲書 71 頁以下および同所引用の文献参照。

(51) とりわけ、川出・前掲ジュリスト 1298 号 30 頁、藤井「分類処遇制度の課題と『処遇困難者』の処遇」前掲『刑務所改革のゆくえ』26 頁以下参照。

(52) 川出・前掲ジュリスト 1298 号 30 頁。

(53) 開放的処遇については、とりわけ、森本「受刑者の開放処遇」前掲書 55 頁以下、柳本「施設内処遇の社会化」前掲書 134 頁以下、140 頁以下および同所引用の文献参照。

(54) とりわけ、羽芝健一『被拘禁者処遇最低基準規則の研究』法務研究報告 58 輯 3 号 (1970 年)、森本「国連被拘禁者処遇最低基準規則・国際人権規約と要綱案」前掲書 235 頁以下および同所引用の文献参照。

(55) 行刑累進処遇令は、①刑期 6 月未満の者、②65 歳以上で作業に堪えられない者、③妊産婦、④心身の障害により作業に適さない者、⑤少年法 56 条 3 項により少年院において刑の執行を受ける者を除いて、懲役の受刑者に対して適用されるものとしていた (同令 2 条)。累進処遇については、たとえば、松本・前掲司法研究報告 14 輯 6 号 75 頁以下参照。

(56) 階級の累進は、①作業の勉否およびその成績、②操行の良否、③責任観念および意志の強弱を考査して決められ (行刑累進処遇令 21 条 1 項)、また、この考査は、累進処遇を適用した後、刑期 8 月未満の受刑者については、おおむね 2 ヶ月ごとに、その他の受刑者についてはおおむね 6 ヶ月ごとに、刑務官会議において議決されるものとしていた (同令 21 条の 2 第 1 項)。ただし、刑務所長が必要と認めるときは、随時、刑務官会議において考査されるものとしていた (同令 21 条の 2 第 2 項)。

他方、所属する階級に滞留させることによってその階級の秩序を乱すおそれがある者に対しては、その階級を低下させることができる (同令 74 条)。もっとも、階級を低下させられた者が特に改悛の状を顕わしたときは、原階級に復帰させることができるものとしていた (同令 76 条)。

(57) 累進処遇制度の問題点につき、とりわけ、川出・前掲ジュリスト 1298 号 30 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 19 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 17 頁、藤井「分類処遇制度の課題と『処遇困難者』の処遇」前掲『刑務所改革のゆくえ』29 頁以下。

(58) この点につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 30 頁、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 50 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 19 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 17 頁。

(59) 社会との連携については、たとえば、富山・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 34 頁、36 頁、38 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 31 頁参照。また、受刑者処遇法 67 条における問題点に関しては、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 26 頁以下参照。

(60) 蘆刑務所「施設のしおり」参照。

(61) たとえば、府中刑務所における懲役受刑者の起居動作の時間帯については、<http://homepage2.nifty.com/dove~/suke.html> 参照。

(62) 坂本『元刑務官が明かす刑務所のすべて』69 頁。余暇時間については、さらに、柳本「矯正的処遇」前掲書 104 頁以下、吉岡「日課・動作時間と余暇時間」前掲書 123 頁以下など参照。

(63) 刑務作業については、とりわけ、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲 14 頁以下、187 頁以下、仲里達雄『刑務作業の本質についての研究』法務研究報告書 44 集 4 号 (1958 年)、正木『監獄法概論〔全訂改版〕』前掲 100 頁以下、同「行刑法」末弘ほか編・前掲書 45 頁以下、松本・前掲司法研究報告 14 輯 6 号 80 頁以下、柳本「刑務作業の機能」前掲書 114 頁以下、吉岡「刑務作業の問題点」前掲書 130 頁以下、同「監獄法改正と刑務作業」前掲書 139 頁以下、同「刑務作業の意義と改革」前掲書 155 頁以下、同「刑罰労働と賃金制」前掲書 167 頁以下および同所引用の文献参照。また、法務省矯正局「刑務作業」<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyousei10.html> 参照。

(64) この点につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 29 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 19 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 18 頁、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 27 頁。また、富山・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 35 頁参照。

(65) 菊田『日本の刑務所』前掲 115 頁以下。また、作業の種類の見直しとして、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 51 頁。

(66) 刑務作業の運営にあたっては、財団法人矯正協会に設置された「刑務作業協力事業部」(Correctional Association Prison Industry Cooperation (CAPIC)) が、作業量の安定・確保などを目的として、作業に必要な原材料の提供や販売活動などを行っている。菊田『日本の刑務所』前掲 125 頁以下参照。

(67) 刑務所施設への収容人員が増加していることから、刑務作業の量の確保に苦慮している。そのため、法務省矯正局では、民間企業に対して、刑務作業の利用をするよう募集している。民間企業にとっても、刑務作業の利用は、とりわけ、安定した労働力を確保できる点、コストが低い点、労務管理の必要がない点などからみて、メリットがある。この点について詳しくは、<http://www.keimusagygo.go.jp> 参照。

(68) 全国の刑務所における刑務作業製品の種類に関する詳細な紹介として、<http://www.keimusagygo.go.jp> 参照。

(69) 麓刑務所における刑務作業製品の案内として、<http://www.keimusagygo.go.jp/seihin/sisetu.asp?fcode=805> 参照。とりわけ、麓刑務所で製作される優美な佐賀錦織の伝統工芸品とその繊細な製造工程については、<http://www.e-capic.com/saganisiki/saganisiki.htm> 参照。また、2003年10月5日に、麓刑務所において行われた「矯正展」の様相については、<http://www.himekuri.net/d13/wryo/200310/5.html> 参照。

刑務所を含めた行刑施設などでは、行刑ないし矯正に関する一般の理解と協力を得るため、刑務作業製品の展示・即売などを含めた「矯正展」を開催している。また、毎年6月に、法務省の主催により「全国矯正展」が科学技術館（東京都千代田区北の丸公園内）において開催されている。

(70) ちなみに、平成14年度における作業収入は、約81億円となっている。

(71) 職業訓練については、とりわけ、柳本「矯正の処遇」前掲書97頁以下、特に100頁以下および同所引用の文献参照。また、菊田『日本の刑務所』116頁、坂本『元刑務官が明かす刑務所のすべて』前掲47頁以下参照。

(72) 外部通働作業の意義については、とりわけ、名取・前掲ジュリスト1298号19頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば58巻8号18頁参照。

(73) 平成17年5月の改正前は、「作業賞与金」といわれていた。これは、作業に対する単なる恩恵的な奨励金にすぎないものと考えられてきた。受刑者処遇法における「作業報奨金」の性格については、小池・前掲法律のひろば58巻8号51頁。

(74) ちなみに、平成14年度における作業賞与金の平均は、1人1月あたり4,215円となっている。これは、賃金制を採用しているドイツやオーストリアなどの諸外国と比較して、きわめて低額である。この点につき、小池・前掲法律のひろば58巻8号51頁。また、作業賞与金制度における作業等工や加算・減額などについては、坂本『元刑務官が明かす刑務所のすべて』36頁以下参照。

(75) 被害者に対する損害賠償との関係については、とりわけ、森本「受刑者による犯罪被害の賠償」前掲書147頁以下および同所引用の文献参照。

(76) 教育の意義については、正木『監獄法概論〔全訂改版〕』前掲132頁以下、同「行刑法」末弘ほか編・前掲書60頁以下参照。

改善指導と教科指導については、小池・前掲法律のひろば58巻8号50頁以下、名執・前掲法律のひろば58巻8号27頁以下。

(77) (i) 薬物事犯受刑者に対する改善指導（薬物依存離脱指導）については、小池・前掲法律のひろば58巻8号51頁、名執・前掲法律のひろば58巻8号28頁、(ii) 暴力団離脱指導については、名執・前掲法律のひろば58巻8号28頁以下、

(iii) 「その他法務省令で定める事情」については、名執・前掲法律のひろば58巻8号28頁、29頁以下。

(78) 従来の処遇類型別指導および科学的・体系的な標準プログラムによる改善指導については、とりわけ、大橋・前掲法律のひろば58巻1号39頁以下、川出・前掲ジュリスト1298号29頁以下、名取・前掲ジュリスト1298号20頁、名取＝南・前掲法律のひろば58巻8号19頁、名執・前掲法律のひろば58巻8号27頁以下参照。

(79) これらに関しては、たとえば、小野＝朝倉『改訂監獄法〔復刊新装版〕』前掲251頁以下、名執・前掲法律のひろば58巻8号31頁など参照。

(80) 少年刑務所においては、こうした教育が特に重視される。たとえば、松本少年刑務所には、地

元の中学校の分校が設置されている。ここでは、全国から適格者を集めて教育を行っており、修了者には本校の校長から卒業証書が授与される。また、受刑者を地元の県立高校の通信制課程に入学させて、高等学校卒業資格を取得させている少年刑務所もある。これらの点につき、名執・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 30 頁参照。

(81) 外出・外泊の要件につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 27 頁以下、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 55 頁参照。また、外出・外泊が認められる具体的ケースにつき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 21 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 19 頁参照。

(82) 本条の意義につき、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 51 頁以下、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 28 頁以下。

(83) 監獄法令と受刑者処遇法においては、外部交通の規制に関して、特に次の点で相違がある。すなわち、(i) 面会の相手方の範囲、面会の回数の最低保障、面会の立会いの範囲、土曜・休日・夜間の面会の余地、(ii) 信書の発受の相手方の範囲、信書の発信通数の最低保障、信書の検査(検閲)の範囲、(iii) 電話等による通信の許否などである。これらの点につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 26 頁以下、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 52 頁以下、名取・前掲ジュリスト 1298 号 21 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 20 頁。

(84) 自己が受けた処遇措置に関し国家賠償訴訟を提起していた受刑者が弁護士と面会する際に、職員を立ち会わせた刑務所長の措置を適法とした判例がある(最判平成 12 年 9 月 7 日判時 1728 号 17 頁)。だが、本判決に対しては、従来より批判がなされてきた。また、川出・前掲ジュリスト 1298 号 27 頁注 4、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 52 頁以下参照。

(85) 面接におけるその他の注意事項や手続に関しては、法務省矯正局「受刑者との面会や手紙の授受等について」<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KAIZEN/kaizen01.html> 参照。

なお、接見妨害に関する訴訟として、金子武嗣「脅かされるコミュニケーション徳島刑務所・受刑者接見妨害訴訟」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 111 頁以下参照。

(86) 電話等による通信制度の創設の意義については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 27 頁注 5、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 53 頁参照。

(87) 電話等による通信を認める範囲・方法については、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 53 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 22 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 20 頁以下参照。

(88) 監獄法との対比につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 31 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 22 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 21 頁。

(89) この点につき、菊田『日本の刑務所』前掲 144 頁以下参照。

(90) 従来の軽屏禁については、菊田『日本の刑務所』前掲 155 頁以下参照。

(91) 監獄法令における懲罰手続との対比につき、川出・前掲ジュリスト 1298 号 31 頁。また、補佐人の選任のあり方をめぐる議論については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 31 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 22 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 21 頁参照。

(92) 監獄法令においては、請願の一種とされる法務大臣または巡閲官に対する情願(監獄法 7 条)と、所長面接制度(監獄法施行規則 9 条)のみを認めていたにすぎない。その問題性については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 32 頁、菊田『日本の刑務所』176 頁以下。

(93) 不当な懲罰の問題に関しては、たとえば、菊田『日本の刑務所』前掲 135 頁以下、永嶋靖久「病気の受刑者への不当な懲罰京都刑務所・懲罰執行停止申立事件」海渡編／監獄人権センター企画『監獄と人権』前掲 126 頁以下。

(94) この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 23 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 21 頁以下。さらに、裁決手続および期間に関して、土井・前掲自由と正義 56 巻 9 号 30 頁参照。

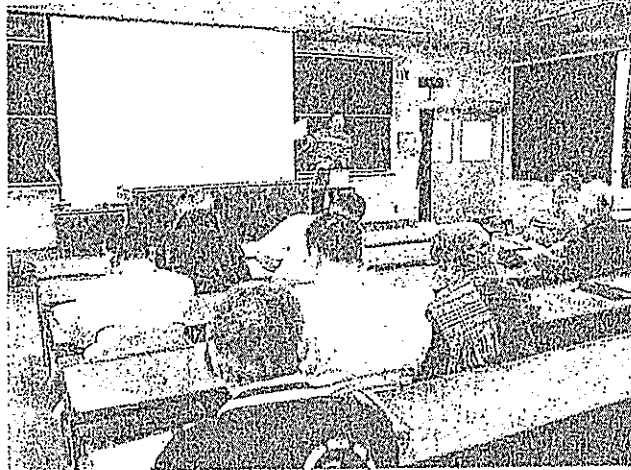
(95) この点につき、名取・前掲ジュリスト 1298 号 23 頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 22 頁。

(96) 法務省から独立した第三者機関による不服申立審査システムの導入については、川出・前掲ジュリスト 1298 号 33 頁、小池・前掲法律のひろば 58 巻 8 号 54 頁、名取・前掲ジュリスト 1298 号 23

頁、名取＝南・前掲法律のひろば 58 卷 8 号 22 頁。

(97) さらに、受刑者の処遇に関する特例、警察留置場に関する受刑者処遇法の規定については、名取・前掲ジュリスト 1298 号 23 頁以下、名取＝南・前掲法律のひろば 58 卷 8 号 22 頁以下参照。

佐賀大であった諫早湾干拓事業の勉強会



「社会変動で問題顕在化」

諫早事業で勉強会

佐賀大

佐賀大地域経済研究センターは十九日、佐賀市社会の変動の中で顕在化した諫早湾干拓事業(長崎県)の勉強会を開いた。大学生や市民ら約五十人が出席。講師を務めた同大の樫沢秀木教授(環境法)は、事業の計画時には、干潟の重要性などが社会的に認知されていなかった点の

「諫早問題は、有明海の干潟や干拓地の見学会を二十六日に計画しておき、その事前学習会として開いた。」

同センターは、有明海の干潟や干拓地の見学会を二十六日に計画しておき、その事前学習会として開いた。同教授は、一九九七年の湾締め切り以前は、諫早問題は地方のニュー

スとして取り扱われていたと説明。「かつて、事業に関する社会的注目は、漁業者の生活がどうなるかにあり、自然や環境には注意が払われていなかった」と指摘。「(当時は)社会全体の認識が不足していた」などと語った。

中断5カ月 諫干の現状

昨年八月末の仮処分決定から工事がストップしたままの国営諫早湾干拓事業。国が福岡高裁に抗告した二十六日、現地を佐賀大の学生や市民ら約五十人が見学した。重機が撤去され、人けもない広大な干拓地を、寒風にさらされながら歩いた。

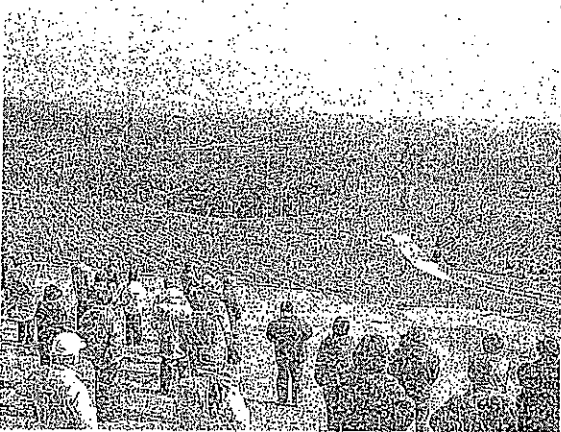
諫早市郊外にある白木峰高原。湾を一直線に横切る潮受け堤防がかすみの先まで続き、青緑色の調整池は波もなかった。工事差し止め請求原告団を支援する高村映さん(六四)長崎県大村市Ⅱがマイクを握り、事業への疑問を投げかけた。「農地が余っているのに干潟をつぶす意味がない」「貴重な泥干潟の消失が生態系に悪影響を与えてい

る」。学生たちは熱を帯びる話に聞き入った。バスは「諫早湾防災干拓」の案内で約一時間半、静けさに包まれた現場を見学した。

「巨大実験場みたい」「これからどうなる」佐大生ら50人現地見学

経済学部三年の中村英隆さん(二二)は「反対派の意見も分かる一方、農水省の熱意も伝わった」と話す。現地でイチゴやニンジンなど多彩な作物の栽培研究が紹介され、それが一番印象に残ったという。「事業を実施する前にもっと関係者が話し合えばよかったのかも」

「巨大な実験場みたい」「これからどうなる」と書かれた看板の脇を通り、有刺鉄線に囲まれた中央干拓



潮受け堤防で諫早湾と区切られた干拓地の現状について説明を受ける学生や市民＝諫早市の白木峰高原